

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税に関する賦課徴収事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、税務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

地方税に関する賦課徴収事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

都城市長

## 公表日

令和5年8月28日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する賦課徴収事務
②事務の内容	<p>都城市における地方税に関する賦課、徴収等の事務は、以下の「個人住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「固定資産税賦課業務」、「収納業務」、「滞納整理業務」に分かれ事務を行っている。</p> <p>1. 個人住民税賦課業務            地方税法に基づき、原則として1月1日現在で都城市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は、広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。</p> <p>本業務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。            ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備            ②前年所得の申告を受け付け            ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック            ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算            ⑤被扶養者の特定・被扶養者の所得把握            ⑥課税計算した結果を納税義務者へ通知            ⑦普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収</p> <p>2. 軽自動車税賦課業務            地方税法に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税している。また、身体障害者の方、生活保護受給者、公益法人等が公益事業に使うもの、その他特別の事情がある方については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。</p> <p>本業務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。            ①窓口や軽自動車協会からの連絡による車両の新規登録や廃車などの異動登録            ②4月1日時点の所有車両に対して当初課税            ③課税計算した結果を納税義務者へ通知            ④口座振替やコンビニ納付などの方法により徴収            ⑤申請に基づき軽自動車税の減免</p> <p>3. 固定資産税賦課業務            地方税法に基づき、1月1日現在で都城市に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に対して、その資産価値に応じた固定資産税及び都市計画税を計算し課税する。また、納税義務者からの申請に基づき、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書を発行する。</p> <p>本業務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。            ①登記の所有権移転などによる納税義務者の異動            ②土地・家屋の現地調査に基づく評価を実施            ③前年中に取得・減少した償却資産について申告を受け付け            ④土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額を計算した後、名寄せ、課税計算を行い、名寄帳(課税台帳)を作成            ⑤課税台帳に登録された土地・家屋の価格等の縦覧帳簿を納税義務者に縦覧            ⑥課税計算した結果を納税義務者へ通知            ⑦評価証明書など固定資産税・都市計画税に関する各種証明書を発行</p> <p>4. 収納業務            地方税法に基づき、個人住民税などの地方税に関する各賦課業務で発生した調定額を引き継ぎ、税金の徴収に係る事務を行う。間違っって納付されたり、多く納付された場合等は、全部または一部返納(還付)したり、他の未納や滞納に充てる(充当)等を行う。また、納税者からの必要に応じて納税証明書を発行したり、納期限までに税金を納付していない場合は、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。</p> <p>本業務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。            ①賦課業務より賦課情報を受け取り、調定データを作成            ②納税義務者からの納付を受け入れ日次・月次で消し込み状態を確認            ③過誤納者を調査し、還付充当処理            ④滞納者を調査し、督促・催告処理            ⑤その歳入年度の調定に対して、出納状況を整理            ⑥その歳入年度の出納を閉鎖し決算            ⑦決算した結果、完納状態にない調定を翌年度へ繰り越し            ⑧軽自動車の車検用納税証明発行            ⑨軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)への納付情報の提供</p> <p>5. 滞納整理業務            地方税法に基づき、個人住民税、軽自動車税、固定資産税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。</p> <p>本業務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。            ①徴収計画をたてて催告を行い、納税相談、分納誓約等の実施            ②地方税法に基づき、差押や交付要求等の滞納処分を実施            ③徴収が見込めない債権については、滞納処分の執行停止を実施            ④時効が完成した債権については、不納欠損処理を実施</p>

③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満	
<b>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</b>			
<b>システム1</b>			
①システムの名称	Acrocity個人住民税		
②システムの機能	1. 当初課税前処理 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 当初異動処理 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初データを作成する。 3. 当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特徴義務者および個人向けに通知書・納付書を出力する。 4. 更正処理 当初確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する。 5. 照会・発行処理 各種データの照会と証明書の即時発行を行う。 6. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 7. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 8. 他市町村個人課税データ管理 個人住民税の課税対象者以外の所得・控除等のデータを管理する。(国保、児手、医療等で必要な情報を一元管理する。) 9. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、DBへ更新する。 10. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。		
③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )		
<b>システム2～5</b>			
<b>システム2</b>			
①システムの名称	税務LAN		
②システムの機能	所得税及び市・県民税の申告書作成支援システム。 1. 確定申告時期に確定申告書の作成支援 申告者から所得・控除の情報を聞き取り、所得税の納税義務がある方には確定申告書の作成を支援する。 2. 市・県民税申告書を作成 申告者から所得・控除の情報を聞き取り、市・県民税申告書を作成する。 3. 確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の合算 確定申告書(経由機関国税連携システム)、給与支払報告書(経由機関eLTAX)、公的年金等支払報告書(経由機関eLTAX)のデータを取り込み所得・控除情報を合算する。 4. 各種課税資料をイメージ管理 確定申告書、市・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料をイメージ化し、システム上で閲覧できるようにする。 5. 市・県民税申告書写しの発行 申請があった場合、イメージ化された市・県民税申告書を紙で出力し交付する。		
③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( eLTAXシステム、国税連携システム )		







システム10	
①システムの名称	滞納管理システム(THINKTAX)
②システムの機能	Acrocity総合収納管理システム等から連携される情報に基づき、滞納データを管理し滞納整理業務を支援する。 ①Acrocity総合収納管理システム等と連携して滞納情報を把握・管理する。 ②調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。 ③滞納処分に関する書類の作成や発行を行うとともに処分等の情報を管理する。 ④催告書等を発行する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input type="radio"/> ] その他 ( Acrocity総合収納管理・Acrocity個人住民税・Acrocity軽自動車税・Acrocity ) 固定資産税・Acrocity国民健康保険税
システム11	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。 3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。 4. 符号要求機能 処理通番の要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ <input type="radio"/> ] 税務システム [ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )
システム12	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。



③他のシステムとの接続

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム     |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム          | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム |
| <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等        | <input type="checkbox"/> 税務システム       |
| <input type="checkbox"/> その他 (                     | )                                     |

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル (2)軽自動車税情報ファイル (3)固定資産税情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16の項(地方税) 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) 27の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課、資産税課、納税管理課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	個人住民税の公平・公正な賦課を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 外国人生活保護関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	<p>【識別情報】 課税対象者を正確に特定するために記録。</p> <p>【連絡先等情報】 納税通知書等の送付先、納税義務者・納税管理人・送付先名義人への連絡先等の把握のために記録。</p> <p>【業務関係情報】 ・国税関係情報は、対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録。 ・地方税関係情報は、算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録。 ・障害者福祉関係情報は、障がい者に対する市税の減額決定を行うために記録。 ・生活保護関係情報及び外国人生活保護関係情報は、生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録。 ・介護・高齢者福祉関係情報及び医療保険関係情報は、適正な社会保険料控除を行うために記録。 ・年金関係情報は、対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、福祉課、保護課、介護保険課、保険年金課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 都道府県、市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)、金融機関 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( eLTAシステム、税務LAN )	
③使用目的 ※	個人住民税の賦課、税証明発行	
④使用の主体	使用部署	総務部市民税課、地域振興部市民課、地域振興部沖水地区市民センター、地域振興部志和池地区市民センター、地域振興部庄内地区市民センター、地域振興部西岳地区市民センター、地域振興部夏尾市民センター、地域振興部中郷地区市民センター、山之口総合支所地域生活課、高城総合支所地域生活課、山田総合支所地域生活課、高崎総合支所地域生活課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	個人住民税情報ファイルへ記載することで、個人住民税の賦課に使用する。	
	情報の突合	・納税義務者等の特定、確認を行うため、統合宛名システムにおける宛名情報と他市町村、庁内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した特定個人情報の突合を行う。 ・個人住民税の軽減処理、減免処理のため、申請書等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託しない ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 件	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

















5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 58 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 9 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照) 56件
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務
③提供する情報	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 統合宛名システムと随時連携し、情報提供ネットワークからの提供依頼に 応える。 )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	国税に関する調査
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>提供先3</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	地方税に関する調査
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満         ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先4</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先5</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	













<b>移転先1</b>	福祉部福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 8項、11項、12項、34項、41項、46項、47項、84項
②移転先における用途	児童福祉(障害福祉サービス(身体障害・知的障害))に関する事務、身体障害者福祉(障害福祉サービス)に関する事務、知的障害者福祉に関する事務、老人福祉における措置及び費用の徴収に関する事務、特別児童扶養手当に関する事務、障害児福祉手当に関する事務、障害者自立支援に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	個人住民税情報ファイルの更新の都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	福祉部子ども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 37項、45項、56項
②移転先における用途	児童手当に関する事務、児童扶養手当に関する事務、母子家庭、寡婦に対する福祉に関する事務
③移転する情報	市・県民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	個人住民税情報ファイルの更新の都度

<b>移転先3</b>	福祉部保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 8項、94項
②移転先における用途	保育所入所関係業務、子ども・子育て支援に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	個人住民税情報ファイルの更新の都度
<b>移転先4</b>	福祉部保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 15項、63項
②移転先における用途	生活保護に関する事務、中国残留邦人等に係る福祉関係事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	個人住民税情報ファイルの更新の都度

<b>移転先5</b>	健康部健康課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 76項
②移転先における用途	健康増進に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	個人住民税情報ファイルの更新の都度
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	健康部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 68項
②移転先における用途	介護保険に関する業務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	個人住民税情報ファイルの更新の都度

<b>移転先7</b>	健康部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 30項、31項、59項
②移転先における用途	国民健康保険・後期高齢者医療制度・年金に関する業務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	個人住民税情報ファイルの更新の都度
<b>移転先8</b>	土木部住宅施設課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 19項
②移転先における用途	公営住宅の管理に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	個人住民税情報ファイルの更新の都度

<b>移転先9</b>	総務部納税管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項
②移転先における用途	個人住民税の納税の告知、督促、滞納処分その他個人住民税の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満         ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養者(控除対象配偶者、扶養親族)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	個人住民税情報ファイルの更新の都度
<b>移転先10</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先11～15</b>	













## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	軽自動車税の公平・公正な賦課を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 外国人生活保護関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【識別情報】 ・納税義務者、納税管理人、納税通知書の送付先名義人を特定するために記録。</li> <li>【連絡先等情報】 ・納税通知書等の送付先、納税義務者・納税管理人・送付先名義人への連絡先等の把握のために記録。</li> <li>【業務関係情報】 ・地方税関係情報は、算出した軽自動車税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録。 ・障害者福祉関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報及び災害関係情報は、軽自動車税額減免の判定を行うために記録(減免の理由としてのみ記録)。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、福祉課、保護課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 都道府県、市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 一般社団法人 全国軽自動車協会 宮崎事務所 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( FAX )	
③使用目的 ※	軽自動車税の賦課	
④使用の主体	使用部署	総務部市民税課、地域振興部沖水地区市民センター、地域振興部志和池地区市民センター、地域振興部庄内地区市民センター、地域振興部西岳地区市民センター、地域振興部夏尾市民センター、地域振興部中郷地区市民センター、山之口総合支所地域生活課、高城総合支所地域生活課、山田総合支所地域生活課、高崎総合支所地域生活課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	軽自動車税情報ファイルへ記載することで、軽自動車税の賦課に使用する。	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者等の特定、確認を行うため、統合宛名システムにおける宛名情報と他市町村、庁内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した特定個人情報の突合を行う。</li> <li>・軽自動車税の軽減処理、減免処理のため、申請書等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報の突合を行う。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	





<b>移転先1</b>	総務部納税管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項
②移転先における用途	軽自動車税の納税の告知、督促、滞納処分その他軽自動車税の徴収に関する事務
③移転する情報	軽自動車税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;          1) 1万人未満          2) 1万人以上10万人未満          3) 10万人以上100万人未満          4) 100万人以上1,000万人未満          5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税台帳に登録されている者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	軽自動車税情報ファイルの更新の都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	ID/パスワードで入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
<b>7. 備考</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	固定資産税・都市計画税の公平・公正な賦課を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 外国人生活保護関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【識別情報】 ・納税義務者、納税管理人、納税通知書の送付先名義人を特定するために記録。</li> <li>【連絡先等情報】 ・納税通知書等の送付先、納税義務者・納税管理人・送付先名義人への連絡先等の把握のために記録。</li> <li>【業務関係情報】 ・固定資産税・都市計画税の評価額・税額の算出及び納税通知書・税関係証明書等の作成・印刷を行うために記録。 ・生活保護受給者及び外国人生活保護受給者に対する税額減免の判定を行うために記録(減免の理由としてのみ記録)。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民課、建築課、農業委員会、保護課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（地方法務局） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（LGWANメール）	
③使用目的 ※	固定資産税・都市計画税の賦課、税証明発行	
④使用の主体	使用部署	総務部市民税課、地域振興部市民課、地域振興部沖水地区市民センター、地域振興部志和池地区市民センター、地域振興部庄内地区市民センター、地域振興部西岳地区市民センター、地域振興部夏尾市民センター、地域振興部中郷地区市民センター、山之口総合支所地域生活課、高城総合支所地域生活課、山田総合支所地域生活課、高崎総合支所地域生活課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上
⑤使用方法	固定資産税情報ファイルへ記載することで、固定資産税・都市計画税の賦課に使用する。	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者等の特定、確認を行うため、統合宛名システムにおける宛名情報と他市町村、庁内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した特定個人情報の突合を行う。</li> <li>・固定資産税・都市計画税の軽減処理、減免処理のため、申請書等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報の突合を行う。</li> </ul>	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	償却資産申告書のデータ入力	
①委託内容	償却資産申告書のパンチ入力による電子データ化	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	指名業者による見積もり合わせにて業者選定	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	国税に関する調査
③提供する情報	固定資産税・都市計画税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	固定資産課税台帳に登録されている者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	地方税に関する調査
③提供する情報	固定資産税・都市計画税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	固定資産課税台帳に登録されている者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	総務部納税管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 16項
②移転先における用途	固定資産税・都市計画税の納税の告知、督促、滞納処分その他固定資産税・都市計画税の徴収に関する事務
③移転する情報	固定資産税・都市計画税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産課税台帳に登録されている者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	固定資産税情報ファイルの更新の都度

<b>移転先2</b>	健康部保険年金課
①法令上の根拠	地方税法第703条の4第8項及び都城市国民健康保険税条例第5条
②移転先における用途	国民健康保険税の資産割額の算定
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産課税台帳に登録されている者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	固定資産税情報ファイルの更新の都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	ID/パスワードで入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
<b>7. 備考</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	地方税の公平・公正な収納業務を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (口座関連情報)</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【識別情報】 ・納税義務者を正確に特定するために記録。</li> <li>【連絡先等情報】 ・本人への連絡等に使用するために記録。</li> <li>【業務関係情報】 ・収納状況を管理するために記録。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部納税管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 都道府県、市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 金融機関、年金支払者(日本年金機構を除く) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	地方税等の収納管理、税証明発行	
④使用の主体	使用部署	総務部市民税課、地域振興部市民課、地域振興部沖水地区市民センター、地域振興部志和池地区市民センター、地域振興部庄内地区市民センター、地域振興部西岳地区市民センター、地域振興部夏尾市民センター、地域振興部中郷地区市民センター、山之口総合支所地域生活課、高城総合支所地域生活課、山田総合支所地域生活課、高崎総合支所地域生活課、健康部保険年金課、健康部介護保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	収納情報ファイルへ記載することで、地方税等の収納管理業務に使用する。	
	情報の突合	・納税義務者等の特定、確認を行うため、統合宛名システムにおける宛名情報と他市町村、庁内他部署から入手した特定個人情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	







## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	地方税の公平・公正な滞納管理業務を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 外国人生活保護関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【識別情報】 ・対象者を正確に特定するために記録。</li> <li>【連絡先等情報】 ・本人への連絡、通知等の送付先として必要なために記録。</li> <li>【業務関係情報】 ・地方税関係情報は、滞納処分、徴収猶予等の事務を行うために記録。 ・生活保護・社会福祉関係情報及び外国人生活保護関係情報は、生活保護受給情報等により、生活状況を把握するために記録。 ・雇用・労働関係情報は、勤務先、収入状況を把握するために記録。 ・年金関係情報は、年金収入を把握するために記録。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部納税管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、資産税課、保険年金課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁、日本年金機構） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（給与支払者、年金支払者（日本年金機構除く）、金融機関、保険会社） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ）	
③使用目的 ※	地方税の滞納管理	
④使用の主体	使用部署	総務部納税管理課、健康部保険年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	滞納管理ファイルへ記載することで、地方税の徴収及び滞納整理事務に使用する。	
情報の突合	・納税義務者等の特定、確認を行うため、統合宛名システムにおける宛名情報と他市町村、庁内他部署から入手した特定個人情報の突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	市税、国民健康保険税及び介護保険料の未納者に対して、電話による納付の呼びかけ等を行う。	
①委託内容	(1)電話による市税等納付の呼びかけ (2)電話番号不明者の電話番号調査 (3)催告書の発送準備 (4)納付書の再発行 (5)納税相談のための来庁呼びかけ (6)その他発注者と受注者とが協議して決定した事項	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	
③委託先名	ヤマトコンタクトサービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	滞納支援システムの保守	
①委託内容	(1)滞納支援システムの保守 (2)システム操作方法の指導	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	
③委託先名	行政システム九州 株式会社 宮崎支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 2 ) 件 ] [ <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 ] [ <input type="checkbox"/> 行っていない ]	
提供先1	国税庁長官	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	国税に関する調査	
③提供する情報	滞納者の実態に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム ] [ <input type="checkbox"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 ] [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]	
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	

<b>提供先2</b>	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	地方税に関する調査	
③提供する情報	滞納者の実態に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>移転先1</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	ID/パスワードで入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	
<b>7. 備考</b>		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

項目については以下のとおり。

(1) 個人住民税情報ファイル 1 / 5

個人住民税情報ファイル		
No.	項目名	
61	源泉税額	123 イメージ番号
62	拡張一所得控除	124 配当株式(所得税)
63	超短期課税標準	125 拡張二所得
64	超短期市町所得割	126 拡張三扶養
65	超短期県所得割	127 株式譲渡特例条文
66	株式譲渡(非公開)課税標準	128 拡張四所得控除
67	株式譲渡(非公開)市町所得割	129 拡張五金額
68	株式譲渡(非公開)県所得割	130 拡張六コード
69	株式譲渡(上場分)課税標準	131 パンチカナ氏名
70	株式譲渡(上場分)市町所得割	132 パンチ生年月日元号
71	株式譲渡(上場分)県所得割	133 パンチ生年月日
72	拡張一課税標準	134 パンチ性別
73	拡張一市町所得割	135 パンチ給与と所得
74	拡張一県所得割	136 パンチ配偶者特別控除額
75	寄附金基本控除額市町村	137 パンチ控除額合計(所得税)
76	寄附金基本控除額県	138 パンチ年金収入
77	寄附金特例控除額市町村	139 パンチ源泉税額
78	寄附金特例控除額県	140 給報摘要欄
79	寄附金控除額市町村	141 金額
80	寄附金控除額県	142 被扶養者住民コード
81	未控除分配当割控除額市	143 番号
82	未控除分配当割控除額県	144 否認区分
83	未控除分株式譲渡割控除額市	145 氏名
84	未控除分株式譲渡割控除額県	146 年齢
85	未控除分株式譲渡割控除額	147 性別
86	配株不足額市税	148 続柄
87	配株不足額県税	149 配偶者控除区分
88	配株不足額合計	150 配偶者特別控除区分
89	配株充当額合計	151 扶養控除区分
90	配株還付額合計	152 障害者区分
91	市町差引前所得割	153 専従者区分
92	併徴配株充当合計	154 専従給与と収入額
93	併徴年特市所得割	155 家屋敷区分
94	併徴年特県所得割	156 賦課地課税区分
95	併徴年特市均等割	157 継続区分
96	併徴年特県均等割	158 非課税事由
97	併徴年特合計	159 返信区分
98	併徴年特配株充当合計	160 拡張七コード
99	市町過年度増分所得割	161 世帯コード
100	県過年度増分所得割	162 世帯主コード
101	市町過年度増分均等割	163 カナ氏名
102	県過年度増分均等割	164 住所
103	所得税金額控除前	165 方書
104	普徴充当額	166 賦課地
105	特徴充当額	167 生年月日元号
106	年金特徴充当額	168 生年月日
107	事業所コード	169 住民区分
108	異動年月日	170 住民増減異動日
109	処理区分	171 住民となった異動日
110	更正理由区分	172 台帳番号
111	月割税額	173 調査
112	合計税額	174 申告調査区分
113	処理日	175 申告書出力区分
114	異動前月割税額	176 証明発行区分
115	異動前合計税額	177 別世帯区分
116	異動前処理日	178 郵便番号
117	異動前事業所コード	179 自治会コード
118	整理番号	180 SEQ
119	合併前利用団体コード	181 メモコード
120	更新職員番号	182 メモ内容
121	更新処理年月日	183 第294条3項該当区分
122	更新処理時刻	184 住民票登録地住所

## (1) 個人住民税情報ファイル 2 / 5

185	住民票登録地方書	247	山林所得	309	生活保護開始
186	徴収区分	248	山林控除	310	生活保護終了
187	備考	249	退職所得	311	特徴開始月
188	レコード区分	250	変動所得前2年分	312	特徴終了月
189	都道府県コード	251	変動所得当年分	313	普徴開始期
190	市町村コード	252	臨時所得	314	普徴終了期
191	特別徴収義務者コード	253	繰越控除純損失総所得	315	税額決定区分
192	通知内容コード	254	繰越控除純損失超短期	316	非課税所得区分
193	特別徴収制度コード	255	繰越控除純損失土地	317	減免区分
194	作成日	256	繰越控除純損失短期	318	課非区分
195	年金保険者用整理番号	257	繰越控除純損失長期	319	通知書発行区分
196	年金コード	258	繰越控除純損失山林	320	給報乙欄
197	氏名カナ	259	繰越控除雑損失	321	給報就退職区分
198	シフトコード	260	肉用牛免税所得	322	給報就退職年月日
199	氏名漢字	261	肉用牛免税以外	323	株式譲渡所得
200	住所カナ	262	肉用牛売却価格	324	損害保険区分
201	住所漢字	263	商品先物取引	325	損害保険料
202	各種区分	264	みなし法人農業所得	326	長期損害保険料
203	処理結果	265	みなし法人不動産所得	327	特例条文
204	各種年月日	266	みなし法人その他事業所得	328	扶養人数年少
205	特別徴収区分	267	みなし法人医者報酬	329	第30表集計区分
206	媒体コード	268	みなし法人事業主報酬	330	配偶者特別控除
207	回付先区分	269	みなし法人過大報酬	331	生命保険控除
208	進捗区分	270	みなし法人損失	332	個人年金控除
209	付設区分	271	みなし法人非課税所得	333	基礎控除
210	受給者番号	272	非課税所得	334	老年者控除
211	年税額	273	資産合算区分	335	寡婦・寡夫・特寡控除
212	営業所得等	274	資産合算主区分	336	勤労学生控除
213	農業所得	275	雑損控除	337	本人障害控除
214	その他事業所得	276	医療費控除	338	本人特別障害控除
215	不動産所得	277	社会保険控除	339	配偶者一般控除
216	利子所得	278	小規模共済	340	配偶者老人控除
217	配当所得	279	生命保険区分	341	配偶者特別障害控除
218	証券	280	生命保険料	342	扶養一般控除
219	給与収入	281	個人年金	343	扶養老人控除
220	専従者給与収入(内数)	282	専従者事業区分	344	扶養同居老人控除
221	給与特定支出控除	283	青白区分	345	扶養障害控除
222	給与所得	284	専従配偶者	346	扶養特別障害控除
223	年金区分	285	専従者その他	347	扶養同居特別障害控除
224	年金収入	286	金額(専給控除)	348	扶養特定控除
225	年金所得	287	所得税額(定率減税後)	349	控除合計
226	雑所得(その他)	288	外国税額限度額	350	寄付金控除額
227	総合譲渡短期所得	289	本人障害者	351	扶養加算金
228	総合譲渡短期控除	290	本人夫有り・未成年	352	損害保険控除額
229	総合譲渡長期所得	291	本人老年者	353	株式課税標準
230	総合譲渡長期控除	292	本人寡婦・寡夫・特寡	354	株式市町所得割
231	総合譲渡一時所得	293	本人勤労学生	355	株式県所得割
232	総合譲渡一時控除	294	配特控除区分	356	上場株式等(配当)課税標準
233	土地等事業雑	295	配偶者給与所得	357	上場株式等(配当)市町村所得割
234	特定株式(内数)	296	配偶者所得	358	上場株式等(配当)県所得割
235	分離譲渡短期一般所得	297	扶養その他	359	総所得課税標準
236	分離譲渡短期一般控除	298	扶養特定	360	総所得市町所得割
237	分離譲渡短期特定所得	299	扶養老人	361	総所得県所得割
238	分離譲渡短期特定控除	300	扶養同居老親	362	土地課税標準
239	分離譲渡長期一般所得	301	扶養普通障害	363	土地市町所得割
240	分離譲渡長期一般控除	302	扶養特別障害	364	土地県所得割
241	分離譲渡長期優良所得	303	扶養同居特別障害	365	商品先物取引課税標準
242	分離譲渡長期優良控除	304	課税資料区分	366	商品先物取引市町所得割
243	分離譲渡長期特定所得	305	資産合算計算区分	367	商品先物取引県所得割
244	分離譲渡長期特定控除	306	みなし法人計算区分	368	短期一般課税標準
245	分離譲渡長期居住所得	307	平均課税計算区分	369	短期一般市町所得割
246	分離譲渡長期居住控除	308	生活保護区分	370	短期一般県所得割



## (1) 個人住民税情報ファイル 3 / 5

371	短期特定課税標準	433	強制変更フラグ	495	老年経過措置控除県
372	短期特定市町所得割	434	配当割控除	496	調整控除市
373	短期特定県所得割	435	市町配当割控除額	497	調整控除県
374	長期一般課税標準	436	県配当割控除額	498	みなし事業主報酬
375	長期一般市町所得割	437	未控除分配当割控除額	499	みなし事業主報酬控除
376	長期一般県所得割	438	株式譲渡割控除	500	みなし事業主報酬所得
377	長期優良課税標準	439	市町株式譲渡割控除額	501	みなし課税標準
378	長期優良市町所得割	440	県株式譲渡割控除額	502	みなし市町所得割
379	長期優良県所得割	441	未控除分株式譲渡控除額	503	みなし県所得割
380	長期特定課税標準	442	繰越控除純損失株式譲渡	504	みなし過大課税標準
381	長期特定市町所得割	443	繰越控除純損失上場配当	505	みなし過大市町所得割
382	長期特定県所得割	444	繰越控除純損失長期居住	506	みなし過大県所得割
383	長期居住課税標準	445	繰越控除純損失先物取引	507	連番
384	長期居住市町所得割	446	市町村差引前所得割	508	普徴合計
385	長期居住県所得割	447	県差引前所得割	509	市均等割普徴1期
386	山林課税標準	448	資格区分	510	市均等割普徴
387	山林市町所得割	449	294条区分	511	県均等割普徴
388	山林県所得割	450	311条区分	512	県均等割普徴合計
389	退職課税標準	451	平均課税区分	513	市所得割普徴1期
390	退職市町所得割	452	4表区分	514	市所得割普徴
391	退職県所得割	453	5表区分	515	市所得割普徴合計
392	みなし法人課税標準	454	21表区分	516	県所得割普徴
393	みなし法人市町所得割	455	22表区分	517	県所得割普徴合計
394	みなし法人県所得割	456	30表区分	518	特徴合計
395	合計所得金額	457	31表区分	519	市均等割特徴
396	総所得金額等	458	階層市	520	市均等割特徴合計
397	総所得金額	459	階層県	521	県均等割特徴
398	資産合算個人市町所得割	460	老年者経過フラグ	522	県均等割特徴合計
399	資産合算個人県所得割	461	超短期	523	市所得割特徴
400	算出調定市町所得割	462	年金控除	524	市所得割特徴合計
401	算出調定県所得割	463	株式譲渡所得(上場分)	525	県所得割特徴
402	特別所得市町所得割	464	上場株式等の配当所得	526	県所得割特徴合計
403	特別所得県所得割	465	寡婦控除	527	併徴年金市町所得割
404	税控除市町所得割	466	特別寡婦控除	528	併徴年金県所得割
405	税控除県所得割	467	寡夫控除	529	併徴年金市町均等割
406	外国税控除市町所得割	468	配偶者特別控除(有)	530	併徴年金県均等割
407	外国税控除県所得割	469	配偶者特別控除(無)	531	併徴年金合計
408	算出合計税市町均等割	470	扶養人数計	532	年金特徴
409	算出合計税県均等割	471	扶養加算数	533	年金仮徴収合計
410	算出合計税市町所得割	472	本人その他障害者	534	年金本徴収合計
411	算出合計税県所得割	473	本人特別障害者	535	市均等割年特
412	税額調整市町所得割	474	商品先物課税標準	536	市均等割仮徴合計
413	税額調整県所得割	475	商品先物市町所得割	537	市均等割本徴合計
414	減免オプション	476	商品先物県所得割	538	市均等割年特合計
415	市町所得割減額1	477	算出合計市町所得割	539	県均等割年特
416	市町税額減額1	478	算出合計県所得割	540	県均等割仮徴合計
417	市町所得割減額2	479	算出合計市町均等割	541	県均等割本徴合計
418	市町税額減額2	480	算出合計県均等割	542	県均等割年特合計
419	市町差引均等割	481	市町税額減額	543	市所得割年特
420	県差引均等割	482	県税額減額	544	市所得割仮徴合計
421	市町差引所得割	483	市町所得割減額	545	市所得割本徴合計
422	県差引所得割	484	県所得割減額	546	市所得割年特合計
423	普徴	485	特別減税市町	547	県所得割年特
424	普徴現年度随時期	486	特別減税県	548	県所得割仮徴合計
425	普徴過年度随時期	487	特別減税後市町所得割	549	県所得割本徴合計
426	特徴	488	特別減税後県所得割	550	県所得割年特合計
427	端数市町	489	併徴市町所得割	551	年金普徴
428	端数県	490	併徴県所得割	552	年金普徴合計
429	特徴事業所コード	491	併徴市町均等割	553	市均等割年普1期
430	併徴市町均等割	492	併徴県均等割	554	市均等割年普
431	併徴合計	493	未使用	555	県均等割年普
432	併徴課税標準	494	老年経過措置控除市	556	県均等割年普合計



## (2) 軽自動車税情報ファイル1 / 2

軽自動車税情報ファイル		61 無効区分
No.	項目名	62 加算金額
1	利用団体コード	63 課税額
2	一車コード	64 当初税額
3	賦課年度	65 現年度随期税額
4	賦課年度SEQ	66 過年度随期税額
5	義務者コード	67 更正理由コード
6	所有者コード	68 更正理由
7	使用者コード	69 備考文
8	異動事由コード	70 対象区分
9	異動日	71 対象コード
10	届出日	72 異動SEQ
11	標識記号	73 メモ内容
12	標識分類	74 登録日
13	標識符号	75 更新日
14	標識SEQ	76 有効期限
15	車台番号	77 定数大区分
16	車名	78 定数中区分
17	年式	79 定数小区分
18	型式	80 定数名称
19	車種	81 内容区分
20	排気量	82 文字定数
21	馬力	83 数値定数
22	原動機の型式	84 標識使用区分
23	用途区分	
24	車両区分	
25	証明区分	
26	軍区分	
27	定置場所	
28	取得受付番号	
29	取得日	
30	取得理由	
31	廃車受付番号	
32	廃車日	
33	廃車理由	
34	プレート回収区分	
35	通常税額	
36	課税区分	
37	非課税区分	
38	特例区分	
39	特例率分子	
40	特例率分母	
41	特例控除額	
42	特例終了年度	
43	減免区分	
44	減免率分子	
45	減免率分母	
46	減免控除額	
47	減免終了年度	
48	加算区分	
49	調定区分	
50	画像ファイル名	
51	オプション1	
52	オプション2	
53	オプション3	
54	オプション4	
55	オプション5	
56	オプション6	
57	合併前利用団体コード	
58	更新職員番号	
59	更新処理年月日	
60	更新処理時刻	

## (2) 軽自動車税情報ファイル2 / 2

宛名情報		
No.	項目名	
61	災害避難場所コード	123 関連人住民コード
62	転入前市町村コード	124 関連人郵便番号
63	転入前住所郵便番号	125 関連人住所
64	転入前住所	126 関連人方書
65	転入前方書	127 関連人カナ氏名
66	通称現住所コード	128 関連人氏名
67	通称本番	129 関連人所属
68	通称枝番	130 関連人肩書
69	通称小枝番	131 Eメールアドレス
70	通称小小枝番	132 通称区分
71	通称住所	133 氏名連動区分
72	通称方書	134 国籍等
73	管理コード	135 外国人住民となった異動日
74	新住民コード	136 外国人住民となった届出日
75	転出先コード	137 30条45規定区分
76	合併前市町村コード	138 在留期間等
77	住民票異動SEQ	139 在留期間の満了の日
78	個人番号	140 在留カード等の番号
79	管轄コード	141 更新処理時刻
80	連番	142 代表住民コード
81	電話区分	143 同一人物住民コード
82	市外局番	144 名寄区分
83	局番	145 事由
84	番号	146 職員番号
85	内線	147 処理日
86	有効期間から	148 処理時間
87	有効期間まで	149 メモ
88	納付方法コード	150 有効期限
89	金融機関コード	151 発送番号
90	支店名コード	152 発送日
91	預金種別コード	153 帳票区分
92	口座番号	154 送付形態区分
93	名義人(カナ)	155 送付先区分
94	名義人住民コード	156 宛先住民コード
95	更新職員番号	157 宛先履歴番号
96	更新処理日	158 送付先科目コード
97	科目コード	159 送付先納付番号
98	送付先住民コード	160 送付先帳票区分
99	送付先郵便番号	161 送付先履歴SEQ
100	送付先住所	162 返送日
101	送付先方書	163 返送事由コード
102	送付先カナ氏名	164 返送備考
103	送付先氏名	165 結果(処分)区分
104	管理人区分	166 処分日
105	管理人住民コード	167 再発送日
106	脱退事由コード	168 再発送番号
107	納付組合コード	169 調査日
108	送達区分	170 調査枝番
109	宛先	171 調査コード
110	開始日	172 調査内容
111	閉鎖日	173 調査員
112	閉鎖事由コード	174 調査所管
113	送信拒否開始時間	175 他市照会
114	送信拒否終了時間	
115	外国人登録番号	
116	公称カナ	
117	公称名	
118	併記名	
119	国籍	
120	在留資格	
121	在留期間	
122	関連人区分	

## (3) 固定資産税情報ファイル 1 / 6

固定資産税情報ファイル		
No.	項目名	
61	特例分子	123 近傍小字(丁目)
62	特例分母	124 近傍小字附番
63	特例地積	125 近傍本番
64	特例開始年	126 近傍本番附番
65	特例終了年	127 近傍枝番
66	免除	128 近傍枝番附番
67	免除分子	129 近傍子番
68	免除分母	130 近傍子番附番
69	免除地積	131 近傍孫番
70	免除開始年	132 近傍孫番附番
71	免除終了年	133 近傍曾番
72	オブション	134 近傍曾番附番
73	法務局連携	135 近傍玄番
74	画像名称	136 近傍玄番附番
75	農地法転用届出日	137 近傍多地目
76	農地法転用許可日	138 近傍多評価
77	農地法区分	139 近傍一筆コード
78	代表大字	140 下落率
79	代表大字附番	141 小規模下落率
80	代表小字(丁目)	142 一般下落率
81	代表小字附番	143 非住宅下落率
82	代表本番	144 個人非住宅下落率
83	代表本番附番	145 法人非住宅下落率
84	代表枝番	146 固定負担水準
85	代表枝番附番	147 固定小規模負担水準
86	代表子番	148 固定一般負担水準
87	代表子番附番	149 固定非住宅負担水準
88	代表孫番	150 固定個人非住宅負担水準
89	代表孫番附番	151 固定法人非住宅負担水準
90	代表曾番	152 都市負担水準
91	代表曾番附番	153 都市小規模負担水準
92	代表玄番	154 都市一般負担水準
93	代表玄番附番	155 都市非住宅負担水準
94	代表多地目	156 都市個人非住宅負担水準
95	代表多評価	157 都市法人非住宅負担水準
96	画地状況	158 近傍賦課年度
97	建物床面積	159 近傍年度SEQ
98	延床面積	160 登記地目
99	居住床面積	161 登記地積
100	棟数	162 図面番号
101	住居数	163 評価額
102	住宅割合	164 小規模評価額
103	画地総地積	165 一般評価額
104	画地総筆数	166 非住宅評価額
105	画地小規模地積	167 個人非住宅評価額
106	画地一般地積	168 法人非住宅評価額
107	画地非住宅地積	169 固定負担調整率
108	小規模地積	170 固定前年課税標準額
109	一般地積	171 固定課税標準額
110	非住宅地積	172 固定特例後課税標準額
111	個人非住宅地積	173 固定減免課税標準額
112	法人非住宅地積	174 固定減免税額
113	個人法人	175 固定免除課税標準額
114	前所有者	176 固定免除税額
115	更新職員番号	177 固定小規模負担調整率
116	更新年月日	178 固定前年小規模課税標準額
117	更新時刻	179 固定小規模課税標準額
118	近傍台帳地目	180 固定特例後小規模課税標準額
119	近傍現況地目	181 固定一般負担調整率
120	近傍課税地目	182 固定前年一般課税標準額
121	近傍大字	183 固定一般課税標準額
122	近傍大字附番	184 固定特例後一般課税標準額
60	特例先	

## (3) 固定資産税情報ファイル 2/6

185	固定非住宅負担調整率	247	砂防調査地目	309	耕うん農道
186	固定前年非住宅課税標準額	248	砂防調査地積	310	耕うん形状
187	固定非住宅課税標準額	249	砂防対象地積	311	耕うん障害物
188	固定特例後非住宅課税標準額	250	砂防対象率	312	耕うん土性
189	固定個人非住宅負担調整率	251	砂防開始	313	耕うん礫
190	固定前年個人非住宅課税標準額	252	砂防終了	314	耕うん乾湿
191	固定個人非住宅課税標準額	253	比準大字	315	耕うん比準率
192	固定特例後個人非住宅課税標準額	254	比準大字附番	316	災害
193	固定法人非住宅負担調整率	255	比準小字(丁目)	317	災害比準率
194	固定前年法人非住宅課税標準額	256	比準小字附番	318	宅地状況
195	固定法人非住宅課税標準額	257	比準本番	319	宅地間口
196	固定特例後法人非住宅課税標準額	258	比準本番附番	320	宅地奥行
197	都市負担調整率	259	比準枝番	321	宅地奥行比準率
198	都市前年読替後課税標準額	260	比準枝番附番	322	宅地形状
199	都市前年課税標準額	261	比準子番	323	宅地形状比準率
200	都市読替後課税標準額	262	比準子番附番	324	宅地その他比準種
201	都市読替後特例後課税標準額	263	比準孫番	325	宅地その他比準率
202	都市課税標準額	264	比準孫番附番	326	補正率他
203	都市減額課税標準額	265	比準曾番	327	標準地格差
204	都市減額税額	266	比準曾番附番	328	道路幅員
205	都市特例後課税標準額	267	比準玄番	329	支線道路距離
206	都市減免課税標準額	268	比準玄番附番	330	支線標準地格差
207	都市減免税額	269	造成費	331	支線距離補正率
208	都市免除課税標準額	270	形状	332	幹線道路距離
209	都市免除税額	271	評価方法	333	幹線標準地格差
210	都市小規模負担調整率	272	宅地比準判定	334	幹線距離補正率
211	都市前年読替後小規模課税標準額	273	標準地番号	335	不毛地割合
212	都市前年小規模課税標準額	274	標準地補正率	336	不毛地補正率
213	都市読替後小規模課税標準額	275	標準地価格	337	土層深さ
214	都市小規模課税標準額	276	標準地比準率	338	土層補正率
215	都市読替後特例後小規模課税標準額	277	比準率設定判定	339	平地林距離
216	都市特例後小規模課税標準額	278	補正先	340	平地林距離補正率
217	都市一般負担調整率	279	補正種類	341	平地林道路
218	都市前年読替後一般課税標準額	280	補正率	342	平地林道路補正率
219	都市前年一般課税標準額	281	無道路近奥行	343	正面路線用途地域
220	都市読替後一般課税標準額	282	無道路遠奥行	344	正面路線番号
221	都市一般課税標準額	283	無道路通路補正	345	正面路線補正率
222	都市読替後特例後一般課税標準額	284	無道路奥行補正	346	正面路線間口
223	都市特例後一般課税標準額	285	無道路補正率	347	正面路線奥行
224	都市非住宅負担調整率	286	無道路適用率	348	正面路線間口狭小補正率
225	都市前年読替後非住宅課税標準額	287	三角地最小角区分	349	正面路線奥行逓減(補正)率
226	都市前年非住宅課税標準額	288	三角地最小角	350	正面路線奥行長大補正率
227	都市読替後非住宅課税標準額	289	三角地角度補正率	351	正面路線奥行短小補正率
228	都市非住宅課税標準額	290	三角地面積最小角	352	正面路線価格
229	都市読替後特例後非住宅課税標準額	291	三角地面積補正率	353	側方路線用途地域
230	都市特例後非住宅課税標準額	292	三角地補正適用率	354	側方路線番号
231	都市個人非住宅負担調整率	293	がけ(崖)地間口	355	側方路線補正率
232	都市前年読替後個人非住宅課税標準額	294	がけ(崖)地奥行	356	側方路線間口
233	都市前年個人非住宅課税標準額	295	がけ(崖)地積	357	側方路線奥行
234	都市読替後個人非住宅課税標準額	296	がけ(崖)割合	358	側方路線奥行逓減(補正)率
235	都市個人非住宅課税標準額	297	がけ(崖)補正率	359	側方路線角地
236	都市読替後特例後個人非住宅課税標準額	298	日照の状況	360	側方路線加算率
237	都市特例後個人非住宅課税標準額	299	日照比準率	361	側方路線価格
238	都市法人非住宅負担調整率	300	田面の乾湿	362	二方路線用途地域
239	都市前年読替後法人非住宅課税標準額	301	田面比準率	363	二方路線番号
240	都市前年法人非住宅課税標準額	302	農地の傾斜	364	二方路線補正率
241	都市読替後法人非住宅課税標準額	303	傾斜比準率	365	二方路線間口
242	都市法人非住宅課税標準額	304	保水・排水	366	二方路線奥行
243	都市読替後特例後法人非住宅課税標準額	305	保水排水比準率	367	二方路線奥行逓減(補正)率
244	都市特例後法人非住宅課税標準額	306	面積	368	二方路線角地
245	評価年	307	面積比準率	369	二方路線加算率
246	砂防補正	308	耕うんの難易	370	二方路線価格

## (3) 固定資産税情報ファイル 3 / 6

371	正面不整形補正区分	433	登記地上階	495	耐用年数
372	正面想定間口	434	登記地下階	496	耐用年数前年中減価残存率
373	正面想定奥行	435	登記高床	497	耐用年数前年減価残存率
374	正面想定地積	436	登記種類	498	耐用年数有効年度
375	正面蔭地割合	437	登記一階床面積	499	資産名称
376	正面不整形補正率	438	登記一階以外床面積	500	取得価格
377	側方不整形補正区分	439	登記合計床面積	501	減少価格
378	側方想定間口	440	登記居住床面積	502	非課税
379	側方想定奥行	441	登記住居数	503	減免
380	側方想定地積	442	棟数除外判定	504	減免分子
381	側方蔭地割合	443	マンションコード	505	減免分母
382	側方不整形補正率	444	非課税面積	506	減免開始年
383	二方不整形補正区分	445	免除面積	507	減免終了年
384	二方想定間口	446	新築軽減適用	508	増加償却判定
385	二方想定奥行	447	新築軽減適用面積	509	増加償却期間
386	二方想定地積	448	新築軽減適用戸数	510	増加償却割合
387	二方蔭地割合	449	新築軽減適用終了年	511	取替法判定
388	二方不整形補正率	450	新築軽減不適用	512	評価の最低限度
389	不整形補正率採用判定	451	新築軽減不適用戸数	513	評価額課税標準額
390	不整形補正率	452	多用途主用途	514	評価額減免課税標準額
391	強制入力区分	453	多用途主一階床面積	515	評価額減免税額
392	m <sup>2</sup> 価格	454	多用途主一階外床面積	516	評価額免除課税標準額
393	前一筆コード	455	多用途主合計床面積	517	評価額免除税額
394	前賦課年度	456	多用途主評価額	518	帳簿額
395	前年度SEQ	457	多用途従用途	519	帳簿の最低限度
396	前異動事由	458	多用途従一階床面積	520	帳簿額課税標準額
397	後一筆コード	459	多用途従一階外床面積	521	帳簿額減免課税標準額
398	後賦課年度	460	多用途従合計床面積	522	帳簿額減免税額
399	後年度SEQ	461	多用途従評価額	523	帳簿額免除課税標準額
400	後異動事由	462	多用途従1用途	524	帳簿額免除税額
401	沿革事由	463	固定新築軽減課税標準額	525	決定判定
402	沿革備考文	464	固定新築軽減税額	526	異動年月日
403	連番	465	構造	527	構築物前年前取得価格
404	異動前	466	用途	528	構築物前年中減少価格
405	異動後	467	評価一階床面積	529	構築物前年中取得価格
406	物件区分	468	評価一階以外床面積	530	構築物非課税資産取得価格
407	物件コード	469	評価合計床面積	531	構築物差引取得額合計価格
408	所在地区分	470	一点単価	532	構築物資産数
409	一棟コード	471	損耗率	533	構築物帳簿価格
410	家屋番号	472	地域率	534	構築物評価価格
411	家屋番号附番	473	利用率	535	構築物決定価格
412	同棟コード	474	その他補正率	536	構築物課税標準額
413	主棟コード	475	当初m <sup>2</sup> 評点数	537	構築物特例後課税標準額
414	新增築判定	476	当初再建築費評点数	538	構築物減免課税標準額
415	建築日	477	前回m <sup>2</sup> 評点数	539	構築物減免税額
416	改築日	478	前回再建築費評点数	540	構築物免除課税標準額
417	現況構造	479	前回経年減点補正率	541	構築物免除税額
418	現況屋根	480	前回理論評価額	542	機械前年前取得価格
419	現況用途	481	前回評価額	543	機械前年中減少価格
420	現況種類	482	今回m <sup>2</sup> 評点数	544	機械前年中取得価格
421	現況地上階	483	今回再建築費評点数	545	機械非課税資産取得価格
422	現況地下階	484	今回経年減点補正率	546	機械差引取得額合計価格
423	現況高床	485	今回理論評価額	547	機械資産数
424	評価用途	486	今回評価額	548	機械帳簿価格
425	現況一階床面積	487	一品コード	549	機械評価価格
426	現況一階以外床面積	488	資産コード	550	機械決定価格
427	現況合計床面積	489	処理区分	551	機械課税標準額
428	現況居住床面積	490	申告日	552	機械特例後課税標準額
429	現況住居数	491	種類	553	機械減免課税標準額
430	登記構造	492	取得年月	554	機械減免税額
431	登記屋根	493	賦課開始年	555	機械免除課税標準額
432	登記用途	494	数量	556	機械免除税額

## (3) 固定資産税情報ファイル 4 / 6

557	船舶前年前取得価格	619	資産計前年中取得価格	681	特別償却又は圧縮記帳
558	船舶前年中減少価格	620	資産計非課税資産取得価格	682	税務会計上の償却方法
559	船舶前年中取得価格	621	資産計差引取得額合計価格	683	青色申告
560	船舶非課税資産取得価格	622	資産計資産数	684	資産の所在地
561	船舶差引取得額合計価格	623	資産計帳簿価格	685	借用資産
562	船舶資産数	624	資産計評価価格	686	貸主の名称等
563	船舶帳簿価格	625	資産計決定価格	687	事業所用家屋の所有区分
564	船舶評価価格	626	資産計課税標準額	688	備考 1
565	船舶決定価格	627	資産計特例後課税標準額	689	備考 2
566	船舶課税標準額	628	資産計減免税標準額	690	申告書発送区分
567	船舶特例後課税標準額	629	資産計減免税額	691	訂正年月日
568	船舶減免税標準額	630	資産計免除課税標準額	692	申告書発送日
569	船舶減免税額	631	資産計免除税額	693	申告書督促発送日
570	船舶免除課税標準額	632	大臣決定価格	694	申告書催告発送日
571	船舶免除税額	633	大臣特例後課税標準額	695	課税者コード
572	航空機前年前取得価格	634	大臣減免税標準額	696	行政基本コード
573	航空機前年中減少価格	635	大臣減免税額	697	構成員コード
574	航空機前年中取得価格	636	大臣課税標準額	698	共有区分
575	航空機非課税資産取得価格	637	知事 3 8 9 決定価格	699	按分区分
576	航空機差引取得額合計価格	638	知事 3 8 9 特例後課税標準額	700	部屋番号
577	航空機資産数	639	知事 3 8 9 減免税標準額	701	履歴番号
578	航空機帳簿価格	640	知事 3 8 9 減免税額	702	合算区分
579	航空機評価価格	641	知事 3 8 9 課税標準額	703	課税区分
580	航空機決定価格	642	知事 7 4 3 決定価格	704	更正日
581	航空機課税標準額	643	知事 7 4 3 特例後課税標準額	705	更正番号
582	航空機特例後課税標準額	644	知事 7 4 3 減免税標準額	706	更正期別
583	航空機減免税標準額	645	知事 7 4 3 減免税額	707	更正事由
584	航空機減免税額	646	知事 7 4 3 課税標準額	708	更正理由
585	航空機免除課税標準額	647	合計決定価格	709	名寄帳ページ数
586	航空機免除税額	648	合計課税標準額	710	名寄帳順 1
587	運搬具前年前取得価格	649	合計特例後課税標準額	711	名寄帳順 2
588	運搬具前年中減少価格	650	合計減免税標準額	712	田資産数
589	運搬具前年中取得価格	651	合計減免税額	713	田地積
590	運搬具非課税資産取得価格	652	合計免除課税標準額	714	田評価額
591	運搬具差引取得額合計価格	653	合計免除税額	715	田固定課標
592	運搬具資産数	654	前年決定価格	716	田固定特例後課標
593	運搬具帳簿価格	655	前年課税標準額	717	田固定減免税標準額
594	運搬具評価価格	656	前年特例後課税標準額	718	田固定減免税額
595	運搬具決定価格	657	前年減免税標準額	719	田固定免除課標
596	運搬具課税標準額	658	前年減免税額	720	田固定免除税額
597	運搬具特例後課税標準額	659	申告書区分	721	田都市課標
598	運搬具減免税標準額	660	代表者氏名	722	田都市特例後課標
599	運搬具減免税額	661	屋号	723	田都市減免税標準額
600	運搬具免除課税標準額	662	事業種目	724	田都市減免税額
601	運搬具免除税額	663	事業種目名称	725	田都市減額課標
602	工具前年前取得価格	664	資本金額	726	田都市減額税額
603	工具前年中減少価格	665	事業開始年月	727	田都市免除課標
604	工具前年中取得価格	666	決算期 (自)	728	田都市免除税額
605	工具非課税資産取得価格	667	決算期 (至)	729	畑資産数
606	工具差引取得額合計価格	668	作成理由	730	畑地積
607	工具資産数	669	事業廃止年月日	731	畑評価額
608	工具帳簿価格	670	閉鎖理由	732	畑固定課標
609	工具評価価格	671	応答者所属	733	畑固定特例後課標
610	工具決定価格	672	応答者氏名	734	畑固定減免税標準額
611	工具課税標準額	673	応答者電話番号	735	畑固定減免税額
612	工具特例後課税標準額	674	税理士氏名	736	畑固定免除課標
613	工具減免税標準額	675	税理士番号	737	畑固定免除税額
614	工具減免税額	676	税理士電話番号	738	畑都市課標
615	工具免除課税標準額	677	短縮耐用年数	739	畑都市特例後課標
616	工具免除税額	678	増加償却資産	740	畑都市減免税標準額
617	資産計前年前取得価格	679	非課税該当資産	741	畑都市減免税額
618	資産計前年中減少価格	680	課税標準額の特例	742	畑都市減額課標



## (3) 固定資産税情報ファイル 5 / 6

743	畑都市減額税額	805	木造新築軽減課標	867	家屋免税点
744	畑都市免除課標	806	木造新築軽減税額	868	償却免税点
745	畑都市免除税額	807	木造固定減免課標	869	固定資産税課標
746	宅地資産数	808	木造固定減免税額	870	固定資産税率
747	宅地地積	809	木造固定免除課標	871	固定算出税額
748	宅地評価額	810	木造固定免除税額	872	固定人の減免税額
749	宅地固定課標	811	木造都市課標	873	固定減免開始日
750	宅地固定特例後課標	812	木造都市特例後課標	874	固定減免開始期
751	宅地固定減免課標	813	木造都市減免課標	875	固定減免終了日
752	宅地固定減免税額	814	木造都市減免税額	876	固定減免終了期
753	宅地固定免除課標	815	木造都市免除課標	877	固定合計減免税額
754	宅地固定免除税額	816	木造都市免除税額	878	固定免除開始日
755	宅地都市課標	817	非木造資産数	879	固定免除終了日
756	宅地都市特例後課標	818	非木造床面積	880	固定合計免除税額
757	宅地都市減免課標	819	非木造評価額	881	固定区分按分税額
758	宅地都市減免税額	820	非木造固定課標	882	固定共有按分税額
759	宅地都市減額課標	821	非木造固定特例後課標	883	固定確定税額
760	宅地都市減額税額	822	非木造新築軽減課税標準額	884	都市計画税課税標準額
761	宅地都市免除課標	823	非木造新築軽減税額	885	都市計画税率
762	宅地都市免除税額	824	非木造固定減免課税標準額	886	都市算出税額
763	山林資産数	825	非木造固定減免税額	887	都市人の減免税額
764	山林地積	826	非木造固定免除課標	888	都市減免開始日
765	山林評価額	827	非木造固定免除税額	889	都市減免開始期
766	山林固定課標	828	非木造都市課標	890	都市減免終了日
767	山林固定特例後課標	829	非木造都市特例後課標	891	都市減免終了期
768	山林固定減免課標	830	非木造都市減免課標	892	都市合計減免税額
769	山林固定減免税額	831	非木造都市減免税額	893	都市免除開始日
770	山林固定免除課標	832	非木造都市免除課標	894	都市免除終了日
771	山林固定免除税額	833	非木造都市免除税額	895	都市合計免除税額
772	山林都市課標	834	家屋非課税資産数	896	都市区分按分税額
773	山林都市特例後課標	835	家屋非課税床面積	897	都市共有按分税額
774	山林都市減免課標	836	家屋非課税評価額	898	都市確定税額
775	山林都市減免税額	837	家屋合計資産数	899	年税額
776	山林都市減額課標	838	家屋合計床面積	900	期割税額 1
777	山林都市減額税額	839	家屋合計評価額	901	期割税額 2
778	山林都市免除課標	840	家屋合計固定課標	902	期割税額 3
779	山林都市免除税額	841	家屋合計固定特例後課標	903	期割税額 4
780	土地非課税資産数	842	家屋合計新築軽減課税標準額	904	期割税額 5
781	土地非課税地積	843	家屋合計新築軽減税額	905	期割税額 6
782	土地非課税評価額	844	家屋合計固定減免課標	906	期割税額 7
783	土地合計資産数	845	家屋合計固定減免税額	907	期割税額 8
784	土地合計地積	846	家屋合計固定免除課標	908	期割税額 9
785	土地合計評価額	847	家屋合計固定免除税額	909	期割税額 1 0
786	土地合計固定課標	848	家屋合計都市課標	910	期割税額 1 1
787	土地合計固定特例後課標	849	家屋合計都市特例後課標	911	期割税額 1 2
788	土地合計固定減免課標	850	家屋合計都市減免課標	912	期割税額 1 3
789	土地合計固定減免税額	851	家屋合計都市減免税額	913	期割税額 1 4
790	土地合計固定免除課標	852	家屋合計都市免除課標	914	期割税額 1 5
791	土地合計固定免除税額	853	家屋合計都市免除税額		
792	土地合計都市課標	854	償却資産数		
793	土地合計都市特例後課標	855	償却評価額		
794	土地合計都市減免課標	856	償却帳簿価格		
795	土地合計都市減免税額	857	償却課税標準額		
796	土地合計都市減額課標	858	償却特例後課標		
797	土地合計都市減額税額	859	償却減免課標		
798	土地合計都市免除課標	860	償却減免税額		
799	土地合計都市免除税額	861	償却免除課標		
800	木造資産数	862	償却免除税額		
801	木造床面積	863	償却大臣課標		
802	木造評価額	864	償却知事課標		
803	木造固定課標	865	償却合計課標		
804	木造固定特例後課標	866	土地免税点		

## (3) 固定資産税情報ファイル 6 / 6

宛名情報		
No.	項目名	
	61 災害避難場所コード	123 関連人住民コード
	62 転入前市町村コード	124 関連人郵便番号
1	利用団体コード	125 関連人住所
2	住民コード	126 関連人方書
3	基本情報異動SEQ	127 関連人カナ氏名
4	停止フラグ	128 関連人氏名
5	住民票コード	129 関連人所属
6	異動業務区分	130 関連人肩書
7	異動事由コード	131 Eメールアドレス
8	異動日	132 通称区分
9	届出日	133 氏名連動区分
10	一全区分	134 国籍等
11	住民区分	135 外国人住民となった異動日
12	産業分類コード	136 外国人住民となった届出日
13	増事由コード	137 30条45規定区分
14	住民増異動日	138 在留期間等
15	住民増届出日	139 在留期間の満了の日
16	減事由コード	140 在留カード等の番号
17	住民減異動日	141 更新処理時刻
18	住民減届出日	142 代表住民コード
19	住民となった異動日	143 同一人物住民コード
20	住民となった届出日	144 名寄区分
21	帰化日	145 事由
22	カナ氏名	146 職員番号
23	氏名	147 処理日
24	生年月日元号	148 処理時間
25	生年月日	149 メモ
26	死亡日元号	150 有効期限
27	死亡日	151 発送番号
28	性別	152 発送日
29	続柄	153 帳票区分
30	混合続柄	154 送付形態区分
31	保護者コード	155 送付先区分
32	保護者続柄	156 宛先住民コード
33	カナ屋号	157 宛先履歴番号
34	屋号	158 送付先科目コード
35	世帯コード	159 送付先納付番号
36	代表者カナ	160 送付先帳票区分
37	代表者氏名	161 送付先履歴SEQ
38	混合世帯カナ	162 返送日
39	混合世帯主名	163 返送事由コード
40	世帯内ソートキー	164 返送備考
41	混合世帯内ソートキー	165 結果(処分)区分
42	住定日	166 処分日
43	住定届出日	167 再発送日
44	郵便番号	168 再発送番号
45	住所区分	169 調査日
46	市町村コード	170 調査枝番
47	大字コード	171 調査コード
48	本番	172 調査内容
49	枝番	173 調査員
50	小枝番	174 調査所管
51	小小枝番	175 他市照会
52	マンションコード	
53	棟コード	
54	部屋コード	
55	住所	
56	方書	
57	小学校区コード	
58	中学校区コード	
59	投票区コード	
60	自治会コード	

## (4) 収納情報ファイル 1 / 3

固定資産税情報ファイル		
No.	項目名	
1	利用団体コード	61 再通知日
2	住民コード	62 還付請求日
3	納付書番号	63 還付通知発行フラグ
4	会計年度	64 還付加算金
5	賦課年度	65 還付加算金還付額
6	事業年度	66 支出決定日
7	調定区分	67 支払日
8	申告区分	68 支払区分
9	期別	69 還付者種別コード
10	収納管理番号	70 還付先住民コード
11	調定額	71 金融機関コード
12	調定加算金	72 本支店コード
13	調定督促手数料	73 預金種別コード
14	調定延滞金	74 口座番号
15	加算金区分	75 名義人
16	納期限	76 特記事項
17	法定納期限等	77 特徴個人還付有無区分
18	指定納期限	78 特徴個人還付元整理番号
19	延長納期限	79 特徴個人還付住民コード
20	変更納期限	80 無効区分
21	備考	81 過誤納調定額
22	申告日	82 過誤納加算金
23	事業年度終了	83 過誤納督促料
24	異動事由	84 過誤納延滞金
25	異動日	85 還付調定額
26	異動回数	86 還付督促料
27	収入額	87 還付延滞金
28	収入加算金	88 還付加算調定額
29	収入督促手数料	89 還付加算加算金
30	収入延滞金	90 還付加算督促料
31	収入区分	91 還付加算延滞金
32	納付区分	92 計算始期
33	納付日	93 計算終期
34	日計日	94 除算始期
35	簿冊番号	95 除算終期
36	収納オプション	96 加算日数
37	決算フラグ	97 過誤納発生時調定額
38	完納フラグ	98 過誤納発生時加算金
39	最新時効中断事由	99 過誤納発生時督促料
40	最新時効中断日	100 過誤納発生時延滞金
41	前回時効中断事由	101 年金還付
42	前回時効中断日	102 調定内訳額
43	不納欠損事由	103 個人還付住民
44	不納欠損日	104 個人還付調定額
45	督促発送日	105 個人還付加算金
46	催告発送日	106 個人還付督促料
47	更新処理時刻	107 個人還付延滞金
48	調定履歴SEQ	108 個人還付加算調定額
49	収入履歴SEQ	109 個人還付加算加算金
50	交付報奨金	110 個人還付加算督促料
51	過誤納整理番号	111 個人還付加算延滞金
52	充当SEQ	112 個人計算始期
53	還付区分	113 個人計算終期
54	還付件数	114 個人除算始期
55	充当件数	115 個人除算終期
56	過誤納事由	116 個人納付日
57	発生日	117 個人加算日数
58	還付加算金区分	118 充当先利用団体コード
59	通知区分	119 充当先住民コード
60	通知日	120 充当先納付書番号
		121 充当先会計年度
		122 充当先調定年度
		123 充当先賦課年度
		124 充当先事業年度
		125 充当先科目コード
		126 充当先調定区分
		127 充当先申告区分
		128 充当先期別
		129 充当適状日
		130 充当申出日
		131 充当日
		132 充当調定額
		133 充当加算金
		134 充当督促料
		135 充当延滞金
		136 充当加算調定額
		137 充当加算加算金
		138 充当加算督促料
		139 充当加算延滞金
		140 仮消込整理番号
		141 済通番号
		142 更正日
		143 抽出日
		144 仮消込み区分
		145 更新フラグ
		146 収入督促
		147 収入退職分離
		148 科目コード
		149 履歴SEQ
		150 メモ内容
		151 登録日
		152 更新日
		153 有効期限
		154 合併前利用団体コード
		155 更新職員番号
		156 更新処理年月日
		157 収入振替整理番号
		158 振替区分
		159 振替SEQ
		160 振替日
		161 調定年度
		162 事業年度開始
		163 チェックCD
		164 OCRIID
		165 金融機関
		166 支店
		167 入力SEQ
		168 口座振替整理番号
		169 納付方法
		170 ソート用科目コード
		171 グループID
		172 媒体区分
		173 種別コード
		174 コード区分
		175 委託者コード
		176 委託者名
		177 取引金融機関コード
		178 取引金融機関カナ名
		179 取引支店コード
		180 取引支店カナ名
		181 取引預金種別
		182 取引口座番号
		183 金融機関カナ名
		184 本支店カナ名

(4) 収納情報ファイル 2 / 3			
185	預金種別		
186	口座名義人		
187	振替額		
188	口座振替結果コード		
189	再振替フラグ		
190	抹消フラグ		
191	媒体作成済フラグ		
192	消込み済フラグ		
193	停止SEQ		
194	滞納整理番号		
195	時効停止事由		
196	時効停止開始日		
197	時効停止終了日		
198	領収額		
199	督促手数料		
200	延滞金		
201	前納報奨金		
202	累積連番		
203	レコード区分		
204	データ作成日		
205	小売業企業コード		
206	CNS申請コード		
207	利用企業コード		
208	税目コード		
209	収納受付区分		
210	データ種		
211	予備		
212	データ識別		
213	収納日付		
214	収納時分		
215	バーコード		
216	収納店舗コード		
217	支払い予定日		
218	収納店舗名		
219	消込みフラグ		
220	処理SEQ		

(4) 収納情報ファイル 3 / 3			
宛名情報			
No.	項目名		
		61	災害避難場所コード
		62	転入前市町村コード
		63	転入前住所郵便番号
		64	転入前住所
		65	転入前方書
		66	通称現住所コード
		67	通称本番
		68	通称枝番
		69	通称小枝番
		70	通称小小枝番
		71	通称住所
		72	通称方書
		73	管理コード
		74	新住民コード
		75	転出先コード
		76	合併前市町村コード
		77	住民票異動SEQ
		78	個人番号
		79	管轄コード
		80	連番
		81	電話区分
		82	市外局番
		83	局番
		84	番号
		85	内線
		86	有効期間から
		87	有効期間まで
		88	納付方法コード
		89	金融機関コード
		90	支店名コード
		91	預金種別コード
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分

30	混合続柄	92	口座番号	154	送付形態区分
31	保護者コード	93	名義人(カナ)	155	送付先区分
32	保護者続柄	94	名義人住民コード	156	宛先住民コード
33	カナ屋号	95	更新職員番号	157	宛先履歴番号
34	屋号	96	更新処理日	158	送付先科目コード
35	世帯コード	97	科目コード	159	送付先納付番号
36	代表者カナ	98	送付先住民コード	160	送付先帳票区分
37	代表者氏名	99	送付先郵便番号	161	送付先履歴SEQ
38	混合世帯カナ	100	送付先住所	162	返送日
39	混合世帯主名	101	送付先方書	163	返送事由コード
40	世帯内ソートキー	102	送付先カナ氏名	164	返送備考
41	混合世帯内ソートキー	103	送付先氏名	165	結果(処分)区分
42	住定日	104	管理人区分	166	処分日
43	住定届出日	105	管理人住民コード	167	再発送日
44	郵便番号	106	脱退事由コード	168	再発送番号
45	住所区分	107	納付組合コード	169	調査日
46	市町村コード	108	送達区分	170	調査枝番
47	大字コード	109	宛先	171	調査コード
48	本番	110	開始日	172	調査内容
49	枝番	111	閉鎖日	173	調査員
50	小枝番	112	閉鎖事由コード	174	調査所管
51	小小枝番	113	送信拒否開始時間	175	他市照会
52	マンションコード	114	送信拒否終了時間		
53	棟コード	115	外国人登録番号		
54	部屋コード	116	公称カナ		
55	住所	117	公称名		
56	方書	118	併記名		
57	小学校区コード	119	国籍		
58	中学校区コード	120	在留資格		
59	投票区コード	121	在留期間		
60	自治会コード	122	関連人区分		

(5) 滞納管理ファイル 1 / 17		
個人住民税情報ファイル		
No.	項目名	
1	利用団体コード	61 源泉税額
2	賦課年度	62 拡張一所得控除
3	住民コード	63 超短期課税標準
4	履歴番号	64 超短期市町所得割
5	資料区分	65 超短期県所得割
6	資料番号(冊番号)	66 株式譲渡(非公開)課税標準
7	資料番号(番号)	67 株式譲渡(非公開)市町所得割
8	資料番号(枝番)	68 株式譲渡(非公開)県所得割
9	無効区分	69 株式譲渡(上場分)課税標準
10	国税通知書番号	70 株式譲渡(上場分)市町所得割
11	課税区分	71 株式譲渡(上場分)県所得割
12	漁業所得(内数)	72 拡張一課税標準
13	利子(所得税)	73 拡張一市町所得割
14	配当(所得税)	74 拡張一県所得割
15	配当所得(控除あり)	75 寄附金基本控除額市町村
16	配当所得(控除なし)	76 寄附金基本控除額県
17	特定配当(内数)	77 寄附金特例控除額市町村
18	一般外貨(内数)	78 寄附金特例控除額県
19	外貨以外(内数)	79 寄附金控除額市町村
20	前職分給与収入(内数)	80 寄附金控除額県
21	給与収入(一部特徴)	81 未控除分配当割控除額市
22	給与所得(一部特徴)	82 未控除分配当割控除額県
23	超短期所得	83 未控除分株式譲渡割控除額市
24	株式譲渡所得(非公開)	84 未控除分株式譲渡割控除額県
25	株式譲渡控除	85 未控除分株式譲渡割控除額
26	退職所得(所得税)	86 配株不足額市税
27	変動所得前2年分	87 配株不足額県税
28	配当割控除額	88 配株不足額合計
29	株式譲渡割控除額	89 配株充当額合計
30	拡張一所得	90 配株還付額合計
31	本人専従者	91 市町差引前所得割
32	金額(専給控除)	92 併徴配株充当合計
33	拡張一扶養	93 併徴年特市所得割
34	年金特徴開始日	94 併徴年特県所得割
		95 併徴年特市均等割
		96 併徴年特均等割
		97 非課税事由
		98 非課税事由
		99 非課税事由
		100 非課税事由
		101 非課税事由
		102 非課税事由
		103 非課税事由
		104 非課税事由
		105 非課税事由
		106 非課税事由
		107 非課税事由
		108 非課税事由
		109 非課税事由
		110 非課税事由
		111 非課税事由
		112 非課税事由
		113 非課税事由
		114 非課税事由
		115 非課税事由
		116 非課税事由
		117 非課税事由
		118 非課税事由
		119 非課税事由
		120 非課税事由
		121 非課税事由
		122 非課税事由
		123 イメージ番号
		124 配当株式(所得税)
		125 拡張_所得
		126 拡張_扶養
		127 株式譲渡特例条文
		128 拡張_所得控除
		129 拡張_金額
		130 拡張_コード
		131 パンチカナ氏名
		132 パンチ生年月日元号
		133 パンチ生年月日
		134 パンチ性別
		135 パンチ給与所得
		136 パンチ配偶者特別控除額
		137 パンチ控除額合計(所得税)
		138 パンチ年金収入
		139 パンチ源泉税額
		140 給報摘要欄
		141 金額
		142 被扶養者住民コード
		143 番号
		144 否認区分
		145 氏名
		146 年齢
		147 性別
		148 続柄
		149 配偶者控除区分
		150 配偶者特別控除区分
		151 扶養控除区分
		152 障害者区分
		153 専従者区分
		154 専従給与収入額
		155 家屋敷区分
		156 賦課地課税区分
		157 継続区分
		158 非課税事由

34	年金特徴開始月	96	併徴年特徴均等割	158	非課税争出
35	年金特徴終了月	97	併徴年特合計	159	返信区分
36	特徴仮算フラグ	98	併徴年特配株充当合計	160	拡張-コード
37	通知コード	99	市町過年度増分所得割	161	世帯コード
38	通知書発行日	100	県過年度増分所得割	162	世帯主コード
39	法定納期限等	101	市町過年度増分均等割	163	カナ氏名
40	他給与区分	102	県過年度増分均等割	164	住所
41	分離短期一般特例条文	103	所得税金額控除前	165	方書
42	分離短期特定特例条文	104	普徴充当額	166	賦課地
43	分離長期一般特例条文	105	特徴充当額	167	生年月日元号
44	分離長期優良特例条文	106	年金特徴充当額	168	生年月日
45	分離長期特定特例条文	107	事業所コード	169	住民区分
46	分離長期居住特例条文	108	異動年月日	170	住民増減異動日
47	拡張一特例条文	109	処理区分	171	住民となった異動日
48	寄付金控除(所得税)	110	更正理由区分	172	台帳番号
49	控除額合計(所得税)	111	月割税額	173	調査
50	住宅取得控除	112	合計税額	174	申告調査区分
51	外国税額控除(所得税)	113	処理日	175	申告書出力区分
52	減免(所得税)	114	異動前月割税額	176	証明発行区分
53	政党等寄付金	115	異動前合計税額	177	別世帯区分
54	配当控除(所得税)	116	異動前処理日	178	郵便番号
55	電子証明書等特別控除(所得税)	117	異動前事業所コード	179	自治会コード
56	所得税の課税所得金額	118	整理番号	180	SEQ
57	寄附金額	119	合併前利用団体コード	181	メモコード
58	所得税額(税額控除前)	120	更新職員番号	182	メモ内容
59	所得税額(定率減税前)	121	更新処理年月日	183	第294条3項該当区分
60	所得税額(定率減税後)	122	更新処理時刻	184	住民票登録地住所

(5) 滞納管理ファイル 2/17					
185	住民票登録地方書	247	山林所得	309	生活保護開始
186	徴収区分	248	山林控除	310	生活保護終了
187	備考	249	退職所得	311	特徴開始月
188	レコード区分	250	変動所得前2年分	312	特徴終了月
189	都道府県コード	251	変動所得当年分	313	普徴開始期
190	市町村コード	252	臨時所得	314	普徴終了期
191	特別徴収義務者コード	253	繰越控除純損失総所得	315	税額決定区分
192	通知内容コード	254	繰越控除純損失超短期	316	非課税所得区分
193	特別徴収制度コード	255	繰越控除純損失土地	317	減免区分
194	作成日	256	繰越控除純損失短期	318	課非区分
195	年金保険者用整理番号	257	繰越控除純損失長期	319	通知書発行区分
196	年金コード	258	繰越控除純損失山林	320	給報乙欄
197	氏名カナ	259	繰越控除雑損失	321	給報就退職区分
198	シフトコード	260	肉用牛免税所得	322	給報就退職年月日
199	氏名漢字	261	肉用牛免税以外	323	株式譲渡所得
200	住所カナ	262	肉用牛売却価格	324	損害保険区分
201	住所漢字	263	商品先物取引	325	損害保険料
202	各種区分	264	みなし法人農業所得	326	長期損害保険料
203	処理結果	265	みなし法人不動産所得	327	特例条文
204	各種年月日	266	みなし法人その他事業所得	328	扶養人数年少
205	特別徴収区分	267	みなし法人医者報酬	329	第30表集計区分
206	媒体コード	268	みなし法人事業主報酬	330	配偶者特別控除
207	回付先区分	269	みなし法人過大報酬	331	生命保険控除
208	進捗区分	270	みなし法人損失	332	個人年金控除
209	付設区分	271	みなし法人非課税所得	333	基礎控除
210	受給者番号	272	非課税所得	334	老年者控除
211	年税額	273	資産合算区分	335	寡婦・寡夫・特寡控除
212	営業所得等	274	資産合算主区分	336	勤労学生控除
213	農業所得	275	雑損控除	337	本人障害控除
214	その他事業所得	276	医療費控除	338	本人特別障害控除
215	不動産所得	277	社会保険控除	339	配偶者一般控除
216	利子所得	278	小規模共済	340	配偶者老人控除
217	配当所得	279	生命保険区分	341	配偶者特別障害控除
218	証券	280	生命保険料	342	扶養一般控除
219	給与収入	281	個人年金	343	扶養老人控除
220	専従者給与収入(内数)	282	専従者事業区分	344	扶養同居老人控除
221	給与特定支出控除	283	青白区分	345	扶養障害控除
222	給与所得	284	専従配偶者	346	扶養特別障害控除
223	年金区分	285	専従者その他	347	扶養同居特別障害控除
224	年金収入	286	金額(専給控除)	348	扶養特定控除
...	年金所得	...	配偶者控除(定率減税後)	...	控除合計

225	年金所得	287	所得税額(定率減税後)	349	控除合計
226	雑所得(その他)	288	外国税額限度額	350	寄付金控除額
227	総合譲渡短期所得	289	本人障害者	351	扶養加算金
228	総合譲渡短期控除	290	本人夫有り・未成年	352	損害保険控除額
229	総合譲渡長期所得	291	本人老年者	353	株式課税標準
230	総合譲渡長期控除	292	本人寡婦・寡夫・特寡	354	株式市町所得割
231	総合譲渡一時所得	293	本人勤労学生	355	株式県所得割
232	総合譲渡一時控除	294	配特控除区分	356	上場株式等(配当)課税標準
233	土地等事業雑	295	配偶者給与所得	357	上場株式等(配当)市町村所得割
234	特定株式(内数)	296	配偶者所得	358	上場株式等(配当)県所得割
235	分離譲渡短期一般所得	297	扶養その他	359	総所得課税標準
236	分離譲渡短期一般控除	298	扶養特定	360	総所得市町所得割
237	分離譲渡短期特定所得	299	扶養老人	361	総所得県所得割
238	分離譲渡短期特定控除	300	扶養同居老親	362	土地課税標準
239	分離譲渡長期一般所得	301	扶養普通障害	363	土地市町所得割
240	分離譲渡長期一般控除	302	扶養特別障害	364	土地県所得割
241	分離譲渡長期優良所得	303	扶養同居特別障害	365	商品先物取引課税標準
242	分離譲渡長期優良控除	304	課税資料区分	366	商品先物取引市町所得割
243	分離譲渡長期特定所得	305	資産合算計算区分	367	商品先物取引県所得割
244	分離譲渡長期特定控除	306	みなし法人計算区分	368	短期一般課税標準
245	分離譲渡長期居住所得	307	平均課税計算区分	369	短期一般市町所得割
246	分離譲渡長期居住控除	308	生活保護区分	370	短期一般県所得割

(5) 滞納管理ファイル 3 / 17

371	短期特定課税標準	433	強制変更フラグ	495	老年経過措置控除県
372	短期特定市町所得割	434	配当割控除	496	調整控除市
373	短期特定県所得割	435	市町配当割控除額	497	調整控除県
374	長期一般課税標準	436	県配当割控除額	498	みなし事業主報酬
375	長期一般市町所得割	437	未控除分配当割控除額	499	みなし事業主報酬控除
376	長期一般県所得割	438	株式譲渡割控除	500	みなし事業主報酬所得
377	長期優良課税標準	439	市町株式譲渡割控除額	501	みなし課税標準
378	長期優良市町所得割	440	県株式譲渡割控除額	502	みなし市町所得割
379	長期優良県所得割	441	未控除分株式譲渡控除額	503	みなし県所得割
380	長期特定課税標準	442	繰越控除純損失株式譲渡	504	みなし過大課税標準
381	長期特定市町所得割	443	繰越控除純損失上場配当	505	みなし過大市町所得割
382	長期特定県所得割	444	繰越控除純損失長期居住	506	みなし過大県所得割
383	長期居住課税標準	445	繰越控除純損失先物取引	507	連番
384	長期居住市町所得割	446	市町村差引前所得割	508	普徴合計
385	長期居住県所得割	447	県差引前所得割	509	市均等割普徴1期
386	山林課税標準	448	資格区分	510	市均等割普徴
387	山林市町所得割	449	2 9 4 条区分	511	県均等割普徴
388	山林県所得割	450	3 1 1 条区分	512	県均等割普徴合計
389	退職課税標準	451	平均課税区分	513	市所得割普徴1期
390	退職市町所得割	452	4 表区分	514	市所得割普徴
391	退職県所得割	453	5 表区分	515	市所得割普徴合計
392	みなし法人課税標準	454	2 1 表区分	516	県所得割普徴
393	みなし法人市町所得割	455	2 2 表区分	517	県所得割普徴合計
394	みなし法人県所得割	456	3 0 表区分	518	特徴合計
395	合計所得金額	457	3 1 表区分	519	市均等割特徴
396	総所得金額等	458	階層市	520	市均等割特徴合計
397	総所得金額	459	階層県	521	県均等割特徴
398	資産合算個人市町所得割	460	老年者経過フラグ	522	県均等割特徴合計
399	資産合算個人県所得割	461	超短期	523	市所得割特徴
400	算出調定市町所得割	462	年金控除	524	市所得割特徴合計
401	算出調定県所得割	463	株式譲渡所得(上場分)	525	県所得割特徴
402	特別所得市町所得割	464	上場株式等の配当所得	526	県所得割特徴合計
403	特別所得県所得割	465	寡婦控除	527	併徴年金市町所得割
404	税控除市町所得割	466	特別寡婦控除	528	併徴年金県所得割
405	税控除県所得割	467	寡夫控除	529	併徴年金市町均等割
406	外国税控除市町所得割	468	配偶者特別控除(有)	530	併徴年金県均等割
407	外国税控除県所得割	469	配偶者特別控除(無)	531	併徴年金合計
408	算出合計税市町均等割	470	扶養人数計	532	年金特徴
409	算出合計税県均等割	471	扶養加算数	533	年金仮徴収合計
410	算出合計税市町所得割	472	本人その他障害者	534	年金本徴収合計
411	算出合計税県所得割	473	本人特別障害者	535	市均等割年特
412	税額調整市町所得割	474	商品先物課税標準	536	市均等割仮徴合計
413	税額調整県所得割	475	商品先物市町所得割	537	市均等割本徴合計
414	減免オプション	476	商品先物県所得割	538	市均等割年特合計
415	市町所得割減額1	477	算出合計市町所得割	539	県均等割年特
416	市町税額減額1	478	算出合計県所得割	540	県均等割仮徴合計

417	市町所得割減額 2	479	算出合計市町均等割	541	県均等割本徴合計
418	市町税額減額 2	480	算出合計県均等割	542	県均等割年特合計
419	市町差引均等割	481	市町税額減額	543	市所得割年特
420	県差引均等割	482	県税額減額	544	市所得割仮徴合計
421	市町差引所得割	483	市町所得割減額	545	市所得割本徴合計
422	県差引所得割	484	県所得割減額	546	市所得割年特合計
423	普徴	485	特別減税市町	547	県所得割年特
424	普徴現年度随時期	486	特別減税県	548	県所得割仮徴合計
425	普徴過年度随時期	487	特別減税後市町所得割	549	県所得割本徴合計
426	特徴	488	特別減税後県所得割	550	県所得割年特合計
427	端数市町	489	併徴市町所得割	551	年金普徴
428	端数県	490	併徴県所得割	552	年金普徴合計
429	特徴事業所コード	491	併徴市町均等割	553	市均等割年普1期
430	併徴市町均等割	492	併徴県均等割	554	市均等割年普
431	併徴合計	493	未使用	555	県均等割年普
432	併徴課税標準	494	老年経過措置控除市	556	県均等割年普合計

(5) 滞納管理ファイル 4 / 17

557	市所得割年普1期			
558	市所得割年普			
559	市所得割年普合計			
560	県所得割年普			
561	県所得割年普合計			
562	市均等割減免額			
563	県均等割減免額			
564	市所得割減免額			
565	県所得割減免額			
566	均等割区分			
567	拡張一金額			

(5) 滞納管理ファイル 5 / 17

軽自動車税情報ファイル		61	無効区分	
No.	項目名	62	加算金額	
1	利用団体コード	63	課税額	
2	一車コード	64	当初税額	
3	賦課年度	65	現年度随期税額	
4	賦課年度 S E Q	66	過年度随期税額	
5	義務者コード	67	更正理由コード	
6	所有者コード	68	更正理由	
7	使用者コード	69	備考文	
8	異動事由コード	70	対象区分	
9	異動日	71	対象コード	
10	届出日	72	異動 S E Q	
11	標識記号	73	メモ内容	
12	標識分類	74	登録日	
13	標識符号	75	更新日	
14	標識 S E Q	76	有効期限	
15	車台番号	77	定数大区分	
16	車名	78	定数中区分	
17	年式	79	定数小区分	
18	型式	80	定数名称	
19	車種	81	内容区分	
20	排気量	82	文字定数	
21	馬力	83	数値定数	
22	原動機の型式	84	標識使用区分	
23	用途区分			
24	車両区分			
25	証明区分			
26	軍区分			
27	定置場所			
28	取得受付番号			
29	取得日			
30	取得理由			
31	廃車受付番号			
32	廃車日			
33	廃車理由			
34	プレート回収区分			
35	通学税額			



35	理吊償額			
36	課税区分			
37	非課税区分			
38	特例区分			
39	特例率分子			
40	特例率分母			
41	特例控除額			
42	特例終了年度			
43	減免区分			
44	減免率分子			
45	減免率分母			
46	減免控除額			
47	減免終了年度			
48	加算区分			
49	調定区分			
50	画像ファイル名			
51	オプション1			
52	オプション2			
53	オプション3			
54	オプション4			
55	オプション5			
56	オプション6			
57	合併前利用団体コード			
58	更新職員番号			
59	更新処理年月日			
60	更新処理時刻			

(5) 滞納管理ファイル 6 / 17

固定資産税情報ファイル		61	特例分子	123	近傍小字(丁目)
No.	項目名	62	特例分母	124	近傍小字附番
1	削除フラグ	63	特例地積	125	近傍本番
2	利用団体コード	64	特例開始年	126	近傍本番附番
3	合併前利用団体コード	65	特例終了年	127	近傍枝番
4	一筆コード	66	免除	128	近傍枝番附番
5	賦課年度	67	免除分子	129	近傍子番
6	年度S E Q	68	免除分母	130	近傍子番附番
7	有効年度	69	免除地積	131	近傍孫番
8	有効年度S E Q	70	免除開始年	132	近傍孫番附番
9	義務者コード	71	免除終了年	133	近傍曾番
10	異動事由	72	オプション	134	近傍曾番附番
11	異動日	73	法務局連携	135	近傍玄番
12	登記受付日	74	画像名称	136	近傍玄番附番
13	登記原因日	75	農地法転用届出日	137	近傍多地目
14	登記名義人有無	76	農地法転用許可日	138	近傍多評価
15	大字	77	農地区区分	139	近傍一筆コード
16	大字附番	78	代表大字	140	下落率
17	小字(丁目)	79	代表大字附番	141	小規模下落率
18	小字附番	80	代表小字(丁目)	142	一般下落率
19	本番	81	代表小字附番	143	非住宅下落率
20	本番附番	82	代表本番	144	個人非住宅下落率
21	枝番	83	代表本番附番	145	法人非住宅下落率
22	枝番附番	84	代表枝番	146	固定負担水準
23	子番	85	代表枝番附番	147	固定小規模負担水準
24	子番附番	86	代表子番	148	固定一般負担水準
25	孫番	87	代表子番附番	149	固定非住宅負担水準
26	孫番附番	88	代表孫番	150	固定個人非住宅負担水準
27	曾番	89	代表孫番附番	151	固定法人非住宅負担水準
28	曾番附番	90	代表曾番	152	都市負担水準
29	玄番	91	代表曾番附番	153	都市小規模負担水準
30	玄番附番	92	代表玄番	154	都市一般負担水準
31	多地目	93	代表玄番附番	155	都市非住宅負担水準
32	多評価	94	代表多地目	156	都市個人非住宅負担水準
33	他地番有無	95	代表多評価	157	都市法人非住宅負担水準
34	台帳地目	96	画地状況	158	近傍賦課年度
35	現況地目	97	建物床面積	159	近傍年度S E Q
36	課税地目	98	延床面積	160	登記地目
37	国調地目	99	居住床面積	161	登記地積
38	台帳地積	100	棟数	162	図面番号
39	現況地積	101	住居数	163	評価額
40	課税地積	102	住宅割合	164	小規模評価額

41	国調地積	103	画地総地積	165	一般評価額
42	証明発行	104	画地総筆数	166	非住宅評価額
43	評価基準	105	画地小規模地積	167	個人非住宅評価額
44	宅地比準区分	106	画地一般地積	168	法人非住宅評価額
45	課税計算方法	107	画地非住宅地積	169	固定負担調整率
46	計算チェック	108	小規模地積	170	固定前年課税標準額
47	他市町村境界	109	一般地積	171	固定課税標準額
48	軍用地	110	非住宅地積	172	固定特例後課税標準額
49	固定税率区分	111	個人非住宅地積	173	固定減免課税標準額
50	都市税率区分	112	法人非住宅地積	174	固定減免税額
51	農業用施設用地区分	113	個人法人	175	固定免除課税標準額
52	用途地域	114	前所有者	176	固定免除税額
53	メモ有無	115	更新職員番号	177	固定小規模負担調整率
54	市街化	116	更新年月日	178	固定前年小規模課税標準額
55	都市計画税	117	更新時刻	179	固定小規模課税標準額
56	課税非課税	118	近傍台帳地目	180	固定特例後小規模課税標準額
57	非課税地積	119	近傍現況地目	181	固定一般負担調整率
58	課税保留	120	近傍課税地目	182	固定前年一般課税標準額
59	特例	121	近傍大字	183	固定一般課税標準額
60	特例先	122	近傍大字附番	184	固定特例後一般課税標準額

(5) 滞納管理ファイル 7 / 17

185	固定非住宅負担調整率	247	砂防調査地目	309	耕うん農道
186	固定前年非住宅課税標準額	248	砂防調査地積	310	耕うん形状
187	固定非住宅課税標準額	249	砂防対象地積	311	耕うん障害物
188	固定特例後非住宅課税標準額	250	砂防対象率	312	耕うん土性
189	固定個人非住宅負担調整率	251	砂防開始	313	耕うん礫
190	固定前年個人非住宅課税標準額	252	砂防終了	314	耕うん乾湿
191	固定個人非住宅課税標準額	253	比準大字	315	耕うん比準率
192	固定特例後個人非住宅課税標準額	254	比準大字附番	316	災害
193	固定法人非住宅負担調整率	255	比準小字(丁目)	317	災害比準率
194	固定前年法人非住宅課税標準額	256	比準小字附番	318	宅地状況
195	固定法人非住宅課税標準額	257	比準本番	319	宅地間口
196	固定特例後法人非住宅課税標準額	258	比準本番附番	320	宅地奥行
197	都市負担調整率	259	比準枝番	321	宅地奥行比準率
198	都市前年読替後課税標準額	260	比準枝番附番	322	宅地形状
199	都市前年課税標準額	261	比準子番	323	宅地形状比準率
200	都市読替後課税標準額	262	比準子番附番	324	宅地その他比準種
201	都市読替後特例後課税標準額	263	比準孫番	325	宅地その他比準率
202	都市課税標準額	264	比準孫番附番	326	補正率他
203	都市減額課税標準額	265	比準曾番	327	標準地格差
204	都市減額税額	266	比準曾番附番	328	道路幅員
205	都市特例後課税標準額	267	比準玄番	329	支線道路距離
206	都市減免課税標準額	268	比準玄番附番	330	支線標準地格差
207	都市減免税額	269	造成費	331	支線距離補正率
208	都市免除課税標準額	270	形状	332	幹線道路距離
209	都市免除税額	271	評価方法	333	幹線標準地格差
210	都市小規模負担調整率	272	宅地比準判定	334	幹線距離補正率
211	都市前年読替後小規模課税標準額	273	標準地番号	335	不毛地割合
212	都市前年小規模課税標準額	274	標準地補正率	336	不毛地補正率
213	都市読替後小規模課税標準額	275	標準地価格	337	土層深さ
214	都市小規模課税標準額	276	標準地比準率	338	土層補正率
215	都市読替後特例後小規模課税標準額	277	比準率設定判定	339	平地林距離
216	都市特例後小規模課税標準額	278	補正先	340	平地林距離補正率
217	都市一般負担調整率	279	補正種類	341	平地林道路
218	都市前年読替後一般課税標準額	280	補正率	342	平地林道路補正率
219	都市前年一般課税標準額	281	無道路近奥行	343	正面路線用途地域
220	都市読替後一般課税標準額	282	無道路遠奥行	344	正面路線番号
221	都市一般課税標準額	283	無道路通路補正	345	正面路線補正率
222	都市読替後特例後一般課税標準額	284	無道路奥行補正	346	正面路線間口
223	都市特例後一般課税標準額	285	無道路補正率	347	正面路線奥行
224	都市非住宅負担調整率	286	無道路適用率	348	正面路線間口狭小補正率
225	都市前年読替後非住宅課税標準額	287	三角地最小角区分	349	正面路線奥行減減(補正)率
226	都市前年非住宅課税標準額	288	三角地最小角	350	正面路線奥行長大補正率
227	都市読替後非住宅課税標準額	289	三角地角度補正率	351	正面路線奥行短小補正率
228	都市非住宅課税標準額	290	三角地面積最小角	352	正面路線価格
229	都市読替後特例後非住宅課税標準額	291	三角地面積補正率	353	側方路線用途地域
230	都市特例後非住宅課税標準額	292	三角地補正適用率	354	側方路線番号
231	都市個人非住宅負担調整率	293	がけ(崖)地間口	355	側方路線補正率
232	都市前年読替後個人非住宅課税標準額	294	がけ(崖)地奥行	356	側方路線間口

233	都市前年個人非住宅課税標準額	295	がけ(崖)地積	357	側方路線奥行
234	都市読替後個人非住宅課税標準額	296	がけ(崖)割合	358	側方路線奥行通減(補正)率
235	都市個人非住宅課税標準額	297	がけ(崖)補正率	359	側方路線角地
236	都市読替後特例後個人非住宅課税標準額	298	日照の状況	360	側方路線加算率
237	都市特例後個人非住宅課税標準額	299	日照比準率	361	側方路線価格
238	都市法人非住宅負担調整率	300	地面の乾湿	362	二方路線用途地域
239	都市前年読替後法人非住宅課税標準額	301	地面比準率	363	二方路線番号
240	都市前年法人非住宅課税標準額	302	農地の傾斜	364	二方路線補正率
241	都市読替後法人非住宅課税標準額	303	傾斜比準率	365	二方路線間口
242	都市法人非住宅課税標準額	304	保水・排水	366	二方路線奥行
243	都市読替後特例後法人非住宅課税標準額	305	保水排水比準率	367	二方路線奥行通減(補正)率
244	都市特例後法人非住宅課税標準額	306	面積	368	二方路線角地
245	評価年	307	面積比準率	369	二方路線加算率
246	砂防補正	308	耕うんの難易	370	二方路線価格

(5) 滞納管理ファイル 8 / 17

371	正面不整形補正区分	433	登記地上階	495	耐用年数
372	正面想定間口	434	登記地下階	496	耐用年数前年中減価残存率
373	正面想定奥行	435	登記高床	497	耐用年数前年中減価残存率
374	正面想定地積	436	登記種類	498	耐用年数有効年度
375	正面蔭地割合	437	登記一階床面積	499	資産名称
376	正面不整形補正率	438	登記一階以外床面積	500	取得価格
377	側方不整形補正区分	439	登記合計床面積	501	減少価格
378	側方想定間口	440	登記居住床面積	502	非課税
379	側方想定奥行	441	登記住居数	503	減免
380	側方想定地積	442	棟数除外判定	504	減免分子
381	側方蔭地割合	443	マンションコード	505	減免分母
382	側方不整形補正率	444	非課税面積	506	減免開始年
383	二方不整形補正区分	445	免除面積	507	減免終了年
384	二方想定間口	446	新築軽減適用	508	増加償却判定
385	二方想定奥行	447	新築軽減適用面積	509	増加償却期間
386	二方想定地積	448	新築軽減適用戸数	510	増加償却割合
387	二方蔭地割合	449	新築軽減適用終了年	511	取替法判定
388	二方不整形補正率	450	新築軽減不適用	512	評価の最低限度
389	不整形補正率採用判定	451	新築軽減不適用戸数	513	評価額課税標準額
390	不整形補正率	452	多用途主用途	514	評価額減免税標準額
391	強制入力区分	453	多用途主一階床面積	515	評価額減免税額
392	n価格	454	多用途主一階外床面積	516	評価額免除課税標準額
393	前一筆コード	455	多用途主合計床面積	517	評価額免除税額
394	前賦課年度	456	多用途主評価額	518	帳簿額
395	前年度SEQ	457	多用途従用途	519	帳簿の最低限度
396	前異動事由	458	多用途従一階床面積	520	帳簿額課税標準額
397	後一筆コード	459	多用途従一階外床面積	521	帳簿額減免税標準額
398	後賦課年度	460	多用途従合計床面積	522	帳簿額減免税額
399	後年度SEQ	461	多用途従評価額	523	帳簿額免除課税標準額
400	後異動事由	462	多用途従1用途	524	帳簿額免除税額
401	沿革事由	463	固定新築軽減課税標準額	525	決定判定
402	沿革備考文	464	固定新築軽減税額	526	異動年月日
403	連番	465	構造	527	構築物前年前取得価格
404	異動前	466	用途	528	構築物前年中減少価格
405	異動後	467	評価一階床面積	529	構築物前年中取得価格
406	物件区分	468	評価一階以外床面積	530	構築物非課税資産取得価格
407	物件コード	469	評価合計床面積	531	構築物差引取得額合計価格
408	所在地区分	470	一点単価	532	構築物資産数
409	一棟コード	471	損耗率	533	構築物帳簿価格
410	家屋番号	472	地域率	534	構築物評価価格
411	家屋番号附番	473	利用率	535	構築物決定価格
412	同棟コード	474	その他補正率	536	構築物課税標準額
413	主棟コード	475	当初n評点数	537	構築物特例後課税標準額
414	新增築判定	476	当初再建築費評点数	538	構築物減免税標準額
415	建築日	477	前回n評点数	539	構築物減免税額
416	改築日	478	前回再建築費評点数	540	構築物免除課税標準額
417	現況構造	479	前回経年減点補正率	541	構築物免除税額
418	現況屋根	480	前回理論評価額	542	機械前年前取得価格
419	現況用途	481	前回評価額	543	機械前年中減少価格
420	現況種類	482	今回n評点数	544	機械前年中取得価格
421	現況地上階	483	今回再建築費評点数	545	機械非課税資産取得価格
422	現況地下階	484	今回経年減点補正率	546	機械差引取得額合計価格
423	現況高床	485	今回理論評価額	547	機械資産数
424	評価用途	486	今回評価額	548	機械帳簿価格

425	現況一階床面積	487	一品コード	549	機械評価価格
426	現況一階以外床面積	488	資産コード	550	機械決定価格
427	現況合計床面積	489	処理区分	551	機械課税標準額
428	現況居住床面積	490	申告日	552	機械特例後課税標準額
429	現況住居数	491	種類	553	機械減免課税標準額
430	登記構造	492	取得年月	554	機械減免税額
431	登記屋根	493	賦課開始年	555	機械免除課税標準額
432	登記用途	494	数量	556	機械免税額

(5) 滞納管理ファイル 9 / 17

557	船舶前年前取得価格	619	資産計前年中取得価格	681	特別償却又は圧縮記帳
558	船舶前年中減少価格	620	資産計非課税資産取得価格	682	税務会計上の償却方法
559	船舶前年中取得価格	621	資産計差引取得額合計価格	683	青色申告
560	船舶非課税資産取得価格	622	資産計資産数	684	資産の所在地
561	船舶差引取得額合計価格	623	資産計帳簿価格	685	借用資産
562	船舶資産数	624	資産計評価価格	686	貸主の名称等
563	船舶帳簿価格	625	資産計決定価格	687	事業所用家屋の所有区分
564	船舶評価価格	626	資産計課税標準額	688	備考 1
565	船舶決定価格	627	資産計特例後課税標準額	689	備考 2
566	船舶課税標準額	628	資産計減免税標準額	690	申告書送付区分
567	船舶特例後課税標準額	629	資産計減免税額	691	訂正年月日
568	船舶減免税標準額	630	資産計免除課税標準額	692	申告書送付日
569	船舶減免税額	631	資産計免除税額	693	申告書督促送付日
570	船舶免除課税標準額	632	大臣決定価格	694	申告書催告送付日
571	船舶免除税額	633	大臣特例後課税標準額	695	課税者コード
572	航空機前年前取得価格	634	大臣減免税標準額	696	行政基本コード
573	航空機前年中減少価格	635	大臣減免税額	697	構成員コード
574	航空機前年中取得価格	636	大臣課税標準額	698	共有区分
575	航空機非課税資産取得価格	637	知事 3 8 9 決定価格	699	按分区分
576	航空機差引取得額合計価格	638	知事 3 8 9 特例後課税標準額	700	部屋番号
577	航空機資産数	639	知事 3 8 9 減免税標準額	701	履歴番号
578	航空機帳簿価格	640	知事 3 8 9 減免税額	702	合算区分
579	航空機評価価格	641	知事 3 8 9 課税標準額	703	課税区分
580	航空機決定価格	642	知事 7 4 3 決定価格	704	更正日
581	航空機課税標準額	643	知事 7 4 3 特例後課税標準額	705	更正番号
582	航空機特例後課税標準額	644	知事 7 4 3 減免税標準額	706	更正期別
583	航空機減免税標準額	645	知事 7 4 3 減免税額	707	更正事由
584	航空機減免税額	646	知事 7 4 3 課税標準額	708	更正理由
585	航空機免除課税標準額	647	合計決定価格	709	名寄帳ページ数
586	航空機免除税額	648	合計課税標準額	710	名寄帳順 1
587	運搬具前年前取得価格	649	合計特例後課税標準額	711	名寄帳順 2
588	運搬具前年中減少価格	650	合計減免税標準額	712	田資産数
589	運搬具前年中取得価格	651	合計減免税額	713	田地積
590	運搬具非課税資産取得価格	652	合計免除課税標準額	714	田評価額
591	運搬具差引取得額合計価格	653	合計免除税額	715	田固定課税
592	運搬具資産数	654	前年決定価格	716	田固定特例後課税
593	運搬具帳簿価格	655	前年課税標準額	717	田固定減免税額
594	運搬具評価価格	656	前年特例後課税標準額	718	田固定減免税額
595	運搬具決定価格	657	前年減免税標準額	719	田固定免除課税
596	運搬具課税標準額	658	前年減免税額	720	田固定免除税額
597	運搬具特例後課税標準額	659	申告書区分	721	田都市課税
598	運搬具減免税標準額	660	代表者氏名	722	田都市特例後課税
599	運搬具減免税額	661	屋号	723	田都市減免税額
600	運搬具免除課税標準額	662	事業種目	724	田都市減免税額
601	運搬具免除税額	663	事業種目名称	725	田都市減額課税
602	工具前年前取得価格	664	資本金額	726	田都市減額税額
603	工具前年中減少価格	665	事業開始年月	727	田都市免除課税
604	工具前年中取得価格	666	決算期 (自)	728	田都市免除税額
605	工具非課税資産取得価格	667	決算期 (至)	729	畑資産数
606	工具差引取得額合計価格	668	作成理由	730	畑地積
607	工具資産数	669	事業廃止年月日	731	畑評価額
608	工具帳簿価格	670	閉鎖理由	732	畑固定課税
609	工具評価価格	671	応答者所属	733	畑固定特例後課税
610	工具決定価格	672	応答者氏名	734	畑固定減免税額
611	工具課税標準額	673	応答者電話番号	735	畑固定減免税額
612	工具特例後課税標準額	674	税理士氏名	736	畑固定免除課税
613	工具減免税標準額	675	税理士番号	737	畑固定免除税額
614	工具減免税額	676	税理士電話番号	738	畑都市課税
615	工具免除課税標準額	677	短縮耐用年数	739	畑都市特例後課税
616	工具免除税額	678	増加償却資産	740	畑都市減免税額

617	資産計前年前取得価格	679	非課税該当資産	741	畑都市減免税額
618	資産計前年中減少価格	680	課税標準額の特例	742	畑都市減額課税

(5) 滞納管理ファイル 10 / 17

743	畑都市減額税額	805	木造新築軽減課税	867	家屋免税点
744	畑都市免除課税	806	木造新築軽減税額	868	償却免税点
745	畑都市免除税額	807	木造固定減免課税	869	固定資産税課税
746	宅地資産数	808	木造固定減免税額	870	固定資産税率
747	宅地地積	809	木造固定免除課税	871	固定算出税額
748	宅地評価額	810	木造固定免除税額	872	固定人の減免税額
749	宅地固定課税	811	木造都市課税	873	固定減免開始日
750	宅地固定特例後課税	812	木造都市特例後課税	874	固定減免開始期
751	宅地固定減免課税	813	木造都市減免課税	875	固定減免終了日
752	宅地固定減免税額	814	木造都市減免税額	876	固定減免終了期
753	宅地固定免除課税	815	木造都市免除課税	877	固定合計減免税額
754	宅地固定免除税額	816	木造都市免除税額	878	固定免除開始日
755	宅地都市課税	817	非木造資産数	879	固定免除終了日
756	宅地都市特例後課税	818	非木造床面積	880	固定合計免除税額
757	宅地都市減免課税	819	非木造評価額	881	固定区分按分税額
758	宅地都市減免税額	820	非木造固定課税	882	固定共有按分税額
759	宅地都市減額課税	821	非木造固定特例後課税	883	固定確定税額
760	宅地都市減額税額	822	非木造新築軽減課税標準額	884	都市計画課税標準額
761	宅地都市免除課税	823	非木造新築軽減税額	885	都市計画税率
762	宅地都市免除税額	824	非木造固定減免課税標準額	886	都市算出税額
763	山林資産数	825	非木造固定減免税額	887	都市市の減免税額
764	山林地積	826	非木造固定免除課税	888	都市減免開始日
765	山林評価額	827	非木造固定免除税額	889	都市減免開始期
766	山林固定課税	828	非木造都市課税	890	都市減免終了日
767	山林固定特例後課税	829	非木造都市特例後課税	891	都市減免終了期
768	山林固定減免課税	830	非木造都市減免課税	892	都市合計減免税額
769	山林固定減免税額	831	非木造都市減免税額	893	都市免除開始日
770	山林固定免除課税	832	非木造都市免除課税	894	都市免除終了日
771	山林固定免除税額	833	非木造都市免除税額	895	都市合計免除税額
772	山林都市課税	834	家屋非課税資産数	896	都市区分按分税額
773	山林都市特例後課税	835	家屋非課税床面積	897	都市共有按分税額
774	山林都市減免課税	836	家屋非課税評価額	898	都市確定税額
775	山林都市減免税額	837	家屋合計資産数	899	年税額
776	山林都市減額課税	838	家屋合計床面積	900	期割税額 1
777	山林都市減額税額	839	家屋合計評価額	901	期割税額 2
778	山林都市免除課税	840	家屋合計固定課税	902	期割税額 3
779	山林都市免除税額	841	家屋合計固定特例後課税	903	期割税額 4
780	土地非課税資産数	842	家屋合計新築軽減課税標準額	904	期割税額 5
781	土地非課税地積	843	家屋合計新築軽減税額	905	期割税額 6
782	土地非課税評価額	844	家屋合計固定減免課税	906	期割税額 7
783	土地合計資産数	845	家屋合計固定減免税額	907	期割税額 8
784	土地合計地積	846	家屋合計固定免除課税	908	期割税額 9
785	土地合計評価額	847	家屋合計固定免除税額	909	期割税額 10
786	土地合計固定課税	848	家屋合計都市課税	910	期割税額 11
787	土地合計固定特例後課税	849	家屋合計都市特例後課税	911	期割税額 12
788	土地合計固定減免課税	850	家屋合計都市減免課税	912	期割税額 13
789	土地合計固定減免税額	851	家屋合計都市減免税額	913	期割税額 14
790	土地合計固定免除課税	852	家屋合計都市免除課税	914	期割税額 15
791	土地合計固定免除税額	853	家屋合計都市免除税額		
792	土地合計都市課税	854	償却資産数		
793	土地合計都市特例後課税	855	償却評価額		
794	土地合計都市減免課税	856	償却帳簿価格		
795	土地合計都市減免税額	857	償却課税標準額		
796	土地合計都市減額課税	858	償却特例後課税		
797	土地合計都市減額税額	859	償却減免課税		
798	土地合計都市免除課税	860	償却減免税額		
799	土地合計都市免除税額	861	償却免除課税		
800	木造資産数	862	償却免除税額		
801	木造床面積	863	償却大臣課税		
802	木造評価額	864	償却知事課税		
803	木造固定課税	865	償却合計課税		
804	木造固定特例後課税	866	土地免税点		

## (5) 滞納管理ファイル 11 / 17

収納情報ファイル		
No.	項目名	
1	利用団体コード	61 再通知日
2	住民コード	62 還付請求日
3	納付書番号	63 還付通知発行フラグ
4	会計年度	64 還付加算金
5	賦課年度	65 還付加算金還付額
6	事業年度	66 支出決定日
7	調定区分	67 支払日
8	申告区分	68 支払区分
9	期別	69 還付者種別コード
10	収納管理番号	70 還付先住民コード
11	調定額	71 金融機関コード
12	調定加算金	72 本支店コード
13	調定督促手数料	73 預金種別コード
14	調定延滞金	74 口座番号
15	加算金区分	75 名義人
16	納期限	76 特記事項
17	法定納期限等	77 特徴個人還付有無区分
18	指定納期限	78 特徴個人還付元整理番号
19	延長納期限	79 特徴個人還付住民コード
20	変更納期限	80 無効区分
21	備考	81 過誤納調定額
22	申告日	82 過誤納加算金
23	事業年度終了	83 過誤納督促料
24	異動事由	84 過誤納延滞金
25	異動日	85 還付調定額
26	異動回数	86 還付督促料
27	収入額	87 還付延滞金
28	収入加算金	88 還付加算調定額
29	収入督促手数料	89 還付加算加算金
30	収入延滞金	90 還付加算督促料
31	収入区分	91 還付加算延滞金
32	納付区分	92 計算始期
33	納付日	93 計算終期
34	日計日	94 除算始期
35	簿冊番号	95 除算終期
36	収納オプション	96 加算日数
37	決算フラグ	97 過誤納発生時調定額
38	完納フラグ	98 過誤納発生時加算金
39	最新時効中断事由	99 過誤納発生時督促料
40	最新時効中断日	100 過誤納発生時延滞金
41	前回時効中断事由	101 年金還付
42	前回時効中断日	102 調定内訳額
43	不納欠損事由	103 個人還付住民
44	不納欠損日	104 個人還付調定額
45	督促発送日	105 個人還付加算金
46	催告発送日	106 個人還付督促料
47	更新処理時刻	107 個人還付延滞金
48	調定履歴SEQ	108 個人還付加算調定額
49	収入履歴SEQ	109 個人還付加算加算金
50	交付報奨金	110 個人還付加算督促料
51	過誤納整理番号	111 個人還付加算延滞金
52	充当SEQ	112 個人計算始期
53	還付区分	113 個人計算終期
54	還付件数	114 個人除算始期
55	充当件数	115 個人除算終期
56	過誤納事由	116 個人納付日
57	発生日	117 個人加算日数
58	還付加算金区分	118 充当先利用団体コード
59	通知区分	119 充当先住民コード
60	通知日	120 充当先納付書番号
		121 充当先会計年度
		122 充当先調定年度
		123 充当先賦課年度
		124 充当先事業年度
		125 充当先科目コード
		126 充当先調定区分
		127 充当先申告区分
		128 充当先期別
		129 充当適状日
		130 充当申出日
		131 充当日
		132 充当調定額
		133 充当加算金
		134 充当督促料
		135 充当延滞金
		136 充当加算調定額
		137 充当加算加算金
		138 充当加算督促料
		139 充当加算延滞金
		140 仮消込整理番号
		141 済通番号
		142 更正日
		143 抽出日
		144 仮消込み区分
		145 更新フラグ
		146 収入督促
		147 収入退職分離
		148 科目コード
		149 履歴SEQ
		150 メモ内容
		151 登録日
		152 更新日
		153 有効期限
		154 合併前利用団体コード
		155 更新職員番号
		156 更新処理年月日
		157 収入振替整理番号
		158 振替区分
		159 振替SEQ
		160 振替日
		161 調定年度
		162 事業年度開始
		163 チェックCD
		164 OCRIID
		165 金融機関
		166 支店
		167 入力SEQ
		168 口座振替整理番号
		169 納付方法
		170 ソート用科目コード
		171 グループID
		172 媒体区分
		173 種別コード
		174 コード区分
		175 委託者コード
		176 委託者名
		177 取引金融機関コード
		178 取引金融機関カナ名
		179 取引支店コード
		180 取引支店カナ名
		181 取引預金種別
		182 取引口座番号
		183 金融機関カナ名
		184 本支店カナ名

(5) 滞納管理ファイル 12 / 17

185	預金種別			
186	口座名義人			
187	振替額			
188	口座振替結果コード			
189	再振替フラグ			
190	抹消フラグ			
191	媒体作成済フラグ			
192	消込み済フラグ			
193	停止SEQ			
194	滞納整理番号			
195	時効停止事由			
196	時効停止開始日			
197	時効停止終了日			
198	領収額			
199	督促手数料			
200	延滞金			
201	前納報奨金			
202	累積連番			
203	レコード区分			
204	データ作成日			
205	小売業企業コード			
206	CNS申請コード			
207	利用企業コード			
208	税目コード			
209	収納受付区分			
210	データ種			
211	予備			
212	データ識別			
213	収納日付			
214	収納時分			
215	バーコード			
216	収納店舗コード			
217	支払い予定日			
218	収納店舗名			
219	消込みフラグ			
220	処理SEQ			

(5) 滞納管理ファイル 13 / 17

国民健康保険情報ファイル		61	離職理由	123	処分原因納期限
No.	項目名	62	判定開始日	124	イメージ管理番号
1	利用団体コード	63	判定終了日	125	登録年月日
2	国保世帯コード	64	軽減開始日	126	更新区分
3	住民コード	65	軽減終了日	127	発行履歴SEQ
4	履歴SEQ	66	軽減率	128	交付フラグ (一般)
5	国保記号番号	67	申請年月日	129	交付フラグ (退職)
6	国保世帯主コード	68	世帯区分	130	交付フラグ (学一般)
7	資格区分	69	擬制区分	131	交付フラグ (学退職)
8	加入区分	70	一般被保険者数	132	交付フラグ (遠一般)
9	国保続柄	71	退職被保険者数	133	交付フラグ (遠退職)
10	住所地特例区分	72	エラー区分	134	対象年月
11	異動事由	73	除外適用理由	135	負担区分
12	異動年月日	74	除外適用異動年月日	136	一定以上所得区分
13	届出年月日	75	除外適用届出年月日	137	退職該当区分
14	取得事由	76	除外終了理由	138	長期入院該当日
15	取得異動年月日	77	除外終了異動年月日	139	老人資格種別
16	取得届出年月日	78	除外終了届出年月日	140	老人異動日
17	喪失事由	79	短期状況区分	141	老人申請届出日
18	喪失異動年月日	80	交付日	142	老人受給資格者番号
19	喪失届出年月日	81	有効期限	143	老人該当区分
20	変更事由	82	回収日	144	施設入所資格区分
21	変更異動年月日	83	解除区分	145	施設入所適用年月日
22	変更届出年月日	84	削除日	146	施設入所終了年月日
23	退職区分	85	人数	147	氏名
24	退職本人住民コード	86	老人	148	生年月日
25	退職続柄	87	交付事由	149	性別
26	退職該当事由	88	交付年月日	150	住所
27	退職該当異動年月日	89	認定疾病名	151	保険給付

28	退職該当届出年月日	90	記号番号	152	世帯数
29	退職非該当事由	91	発効期日	153	退職被保険者数 (3歳未満)
30	退職非該当異動年月日	92	自己負担額	154	退職被保険者数 (70歳以上一般)
31	退職非該当届出年月日	93	回収年月日	155	退職被保険者数 (一定以上所得者)
32	合併前利用団体コード	94	削除区分	156	老人対象者数
33	更新職員番号	95	交付年度	157	老人対象者数 (3歳未満)
34	更新処理年月日	96	交付履歴SEQ	158	老人対象者数 (70歳以上一般)
35	更新処理時刻	97	証種類	159	老人対象者数 (一定以上所得者)
36	取得年月日	98	短期証種類	160	介護2号被保険者数
37	喪失年月日	99	交付方法	161	退職被保険者 (非課税/長期該当)
38	退職該当年月日	100	納付相談通知年月日	162	退職被保険者 (非課税/長期該当)
39	退職非該当年月日	101	納付相談開始期日	163	退職被保険者 (要保護/長期該当)
40	年金制度	102	納付相談終了期日	164	退職被保険者 (要保護/長期非該当)
41	年金種別	103	納付相談年月日	165	退職被保険者 (低所得1)
42	年金受給発生年月日	104	弁明付与通知年月日	166	退職被扶養者 (非課税/長期該当)
43	老人区分	105	弁明書提出期限	167	退職被扶養者 (非課税/長期非該当)
44	老人該当事由	106	弁明書受付年月日	168	退職被扶養者 (要保護/長期該当)
45	老人該当年月日	107	受付資料	169	退職被扶養者 (要保護/長期非該当)
46	該当区分	108	保険証返還通知年月日	170	退職被扶養者 (低所得1)
47	世帯主コード	109	保険証返還通知内容	171	増数 (転入)
48	該当異動年月日	110	保険証返還期限	172	増数 (社保離脱)
49	非該当予定年月日	111	保険証回収年月日	173	増数 (生保廃止)
50	備考	112	資格証交付通知年月日	174	増数 (出生)
51	無効区分	113	保険証再交付通知年月日	175	増数 (その他)
52	処理年月日	114	保険証再交付通知内容	176	増数 (計)
53	処理連番	115	解除年月日	177	減数 (転出)
54	処理時間	116	解除理由	178	減数 (社保加入)
55	操作職員番号	117	給付差止通知年月日	179	減数 (生保開始)
56	処理対象住民コード	118	給付差止開始年月日	180	減数 (死亡)
57	処理区分	119	給付差止解除年月日	181	減数 (その他)
58	累積データ	120	処分原因年度	182	減数 (計)
59	結果区分	121	処分原因期別	183	単独世帯数
60	離職年月日	122	処分原因金額	184	混合世帯数

(5) 滞納管理ファイル 14/17					
185	退職本人数	247	新被保険者記号	309	区分等_世帯主区分
186	退職本人数 (3歳未満)	248	新被保険者証番号	310	異動届出日
187	退職本人数 (70歳以上一般)	249	新世帯番号	311	有効終了日
188	退職本人数 (一定以上所得者)	250	表示用旧被保険者証番号	312	個人番号 (員番)
189	退職被扶養者数	251	国保取得届出日	313	新個人番号
190	退職被扶養者数 (3歳未満)	252	国保取得年月日	314	当初保険者番号
191	退職被扶養者数 (70歳以上一般)	253	国保取得事由	315	退職続柄区分
192	退職被扶養者数 (一定以上所得者)	254	各県国保取得事由	316	退職該当届出日
193	メモ区分	255	国保喪失届出日	317	各県退職該当事由
194	世帯コード	256	国保喪失年月日	318	退職非該当届出日
195	メモ内容	257	国保喪失事由	319	各県退職非該当事由
196	登録日	258	各県国保喪失事由	320	保険証回収事由
197	異動日	259	変更届出日	321	続柄
198	判定年度	260	変更年月日	322	各県続柄
199	旧負担区分	261	各県変更事由	323	退職本人コード
200	適用日	262	郵便番号 (管理用)	324	本人との続柄
201	判定事由	263	実施機関番号 (管理用)	325	各県本人との続柄
202	判定事由該当日	264	住所コード (管理用)	326	制度
203	判定日	265	住所 (管理用)	327	学遠該当
204	負担区分判定区分	266	番地 (管理用)	328	自家診療医療機関コード
205	判定対象住民コード	267	方書 (管理用)	329	給付割合
206	前期高齢者区分	268	電話番号 (管理用)	330	国籍区分
207	国保異動事由	269	郵便番号 (送信用)	331	資格証明区分
208	国保異動年月日	270	実施機関番号 (送信用)	332	長期区分
209	国保届出年月日	271	住所コード (送信用)	333	原爆区分
210	老人異動事由	272	住所 (送信用)	334	第三者区分
211	老人異動年月日	273	番地 (送信用)	335	通称名 (漢字)
212	老人届出年月日	274	方書 (送信用)	336	通称名 (カナ)
213	課税所得	275	電話番号 (送信用)	337	本名通称名区分コード
214	判定所得区分	276	世帯主区分	338	特例該当年月日 (75歳到達)
215	収入	277	被保険者数	339	特例設定処理年月 (75歳到達)
216	基準収入額申請区分	278	退職者本人数	340	特例該当年月日 (被扶養者)
217	課税区分	279	退職者被扶養者数	341	特例設定処理年月 (被扶養者)
218	低所得区分判定所得	280	退職者有無	342	介護保険被保険者番号



219	個人負担区分	281	所得区分 (当年)	343	社会保障カード番号
220	国保経過措置	282	所得区分 (前年)	344	代表住民コード
221	照会状況区分	283	所得区分 (前々年)	345	資格取得喪失変更届出日
222	収入合計	284	高齢所得区分 (当年)	346	資格取得喪失変更年月日
223	収入内訳	285	高齢所得区分 (前年)	347	資格取得喪失変更事由
224	交付番号	286	高齢所得区分 (前々年)	348	各県異動事由コード
225	長期入院	287	施設入所区分	349	限度額適用区分
226	判定適用区分	288	住居地保険者番号	350	限度額適用認定証発効期日
227	決定適用区分	289	保険証回収日	351	限度額適用認定証有効期限
228	発効帳票	290	適用除外承認日	352	利用団体コード
229	入院期間 (から)	291	滞納区分	353	調定日
230	入院期間 (まで)	292	住所コード	354	世帯主資格区分
231	医療機関コード	293	地区統計用コード	355	世帯申告区分
232	世帯主住民コード	294	行政区コード	356	医療分世帯区分
233	保険者番号	295	被保険者証番号 (半角)	357	後期分世帯区分
234	保険者名	296	世帯主個人番号 (員番)	358	介護分世帯区分
235	被保険者証番号	297	得喪情報_国保取得届出日	359	全喪区分
236	事業所番号	298	得喪情報_国保取得年月日	360	合計所得額
237	報告年月	299	得喪情報_国保取得事由	361	課税標準所得額
238	投入異動データ単位	300	得喪情報_各県国保取得事由	362	課税標準資産額
239	投入番号	301	得喪情報_国保喪失届出日	363	所得割額
240	データ区分	302	得喪情報_国保喪失年月日	364	資産割額
241	被保険者証記号	303	得喪情報_国保喪失事由	365	均等割額
242	世帯番号	304	得喪情報_各県国保喪失事由	366	平均割額
243	表示用保険者番号	305	得喪情報_変更届出日	367	合計額
244	表示用被保険者証番号	306	得喪情報_変更年月日	368	軽減区分
245	新保険者変更日	307	得喪情報_変更事由	369	軽減判定所得額
246	新保険者番号	308	得喪情報_各県変更事由	370	軽減均等割額

(5) 滞納管理ファイル 15 / 17					
371	軽減平等割額	433	介護一般得喪区分	495	山林所得額
372	軽減合計額	434	介護退職資格区分(最新)	496	退職所得額
373	激変緩和平等割額	435	介護退職資格区分賦課	497	繰越純損失額
374	限度超過額	436	介護退職資格区分	498	繰越雑損失額
375	年税額	437	介護退職得喪区分	499	専従給除額
376	月割増減額	438	医療資格区分	500	市町均等割額
377	月割後年税額	439	医療一般取得事由	501	市町所得割額
378	減免額	440	医療一般取得年月日	502	給与特別控除額
379	端数	441	医療一般喪失事由	503	年金控除額
380	調定額	442	医療一般喪失年月日	504	基礎控除額
381	(特徴)期別税額	443	医療退職取得事由	505	資料区分
382	(普徴)期別税額	444	医療退職取得年月日	506	申告区分
383	翌年仮算定額(特徴4月分)	445	医療退職喪失事由	507	課税非課税区分
384	仮算定額(普徴)	446	医療退職喪失年月日	508	主たる所得区分
385	課税標準所得	447	介護一般取得事由	509	所得参照区分
386	軽減判定所得	448	介護一般取得年月日	510	資産参照区分
387	世帯異動日	449	介護一般喪失事由	511	資格異動事由
388	世帯届出日	450	介護一般喪失年月日	512	資格異動年月日
389	期割開始期	451	介護退職取得事由	513	資格届出年月日
390	徴収区分	452	介護退職取得年月日	514	所得異動年月日
391	賦課期日徴収区分	453	介護退職喪失事由	515	資産異動年月日
392	特徴開始期	454	介護退職喪失年月日	516	軽減前課税標準所得額
393	特徴終了期	455	適用除外開始年月日	517	軽減前軽減判定所得額
394	特徴中止月	456	適用除外終了年月日	518	軽減後給与所得額
395	普徴開始期	457	総所得金額	519	上場株式等の配当所得
396	普徴終了期	458	給与収入額	520	軽減後総所得金額
397	合計分調定額	459	給与所得額	521	非自発的失業者フラグ
398	特別徴収額	460	年金収入額	522	個人分資産額
399	特別徴収合計額	461	年金所得額	523	優先区分
400	特徴仮算額	462	営業所得額	524	共有SEQ
401	特徴仮算合計額	463	農業所得額	525	共有分資産額
402	普通徴収額	464	その他事業所得額	526	共有代表者コード
403	普通徴収合計額	465	不動産所得額	527	按分前資産額
404	仮徴収停止日	466	利子所得額	528	按分分子
405	仮徴収停止事由	467	配当所得額	529	按分分母
406	本徴収停止日	468	証券所得額	530	構成員代表者コード
407	本徴収停止事由	469	雑所得額	531	構成員人数
408	特別徴収義務者コード	470	総合譲渡短期所得額	532	繰越控除純損失総所得 (課税所得分)
409	特徴仮算フラグ	471	総合譲渡長期所得額	533	繰越控除純損失超短期 (課税所得分)
410	普徴仮算フラグ	472	総合譲渡一時所得額	534	繰越控除純損失土地 (課税所得分)

411	平準化ワカ	473	土地等事業所得額	535	繰越控除純損失短期（課税所得分）
412	通知コード	474	超短期所得額	536	繰越控除純損失長期（課税所得分）
413	期割計算備考	475	分離譲渡短期一般所得額	537	繰越控除純損失長期居住（課税所得分）
414	2割軽減該当区分	476	分離譲渡短期一般控除額	538	繰越控除純損失株式譲渡（課税所得分）
415	軽減登録区分	477	分離譲渡短期一般適用条文	539	繰越控除純損失先物取引（課税所得分）
416	2割軽減申請日	478	分離譲渡短期特定所得額	540	繰越控除純損失山林（課税所得分）
417	通知書発行日	479	分離譲渡短期特定控除額	541	繰越控除純損失（課税所得分）
418	激変緩和対象フラグ	480	分離譲渡短期特定適用条文	542	繰越控除純損失総所得（軽減所得分）
419	軽減判定人数	481	分離譲渡長期一般所得額	543	繰越控除純損失超短期（軽減所得分）
420	医療賦課期日	482	分離譲渡長期一般控除額	544	繰越控除純損失土地（軽減所得分）
421	医療一般資格区分(最新)	483	分離譲渡長期一般適用条文	545	繰越控除純損失短期（軽減所得分）
422	医療一般資格区分賦課	484	分離譲渡長期優良所得額	546	繰越控除純損失長期（軽減所得分）
423	医療一般資格区分	485	分離譲渡長期優良控除額	547	繰越控除純損失長期居住（軽減所得分）
424	医療一般得喪区分	486	分離譲渡長期優良適用条文	548	繰越控除純損失株式譲渡（軽減所得分）
425	医療退職資格区分(最新)	487	分離譲渡長期特定所得額	549	繰越控除純損失先物取引（軽減所得分）
426	医療退職資格区分賦課	488	分離譲渡長期特定控除額	550	繰越控除純損失山林（軽減所得分）
427	医療退職資格区分	489	分離譲渡長期特定適用条文	551	繰越控除純損失（軽減所得分）
428	医療退職得喪区分	490	分離譲渡長期居住所得額	552	申請結果区分
429	介護賦課期日	491	分離譲渡長期居住控除額	553	減免登録区分
430	介護一般資格区分(最新)	492	分離譲渡長期居住適用条文	554	(医療全体)減免額
431	介護一般資格区分賦課	493	株式譲渡所得額	555	(医療退職)減免額
432	介護一般資格区分	494	商品先物取引所得額	556	(支援全体)減免額

(5) 滞納管理ファイル 16 / 17				
557	(支援退職)減免額			
558	(介護全体)減免額			
559	(介護退職)減免額			
560	申請者区分			
561	申請者宛名コード			
562	申請者名			
563	解除日			
564	レコード区分			
565	都道府県コード			
566	市町村コード			
567	特別徴収義務者コード			
568	通知内容コード			
569	特別徴収制度コード			
570	作成日			
571	基礎年金番号			
572	年金コード			
573	氏名カナ			
574	シフトコード			
575	氏名漢字			
576	郵便番号			
577	住所カナ			
578	住所漢字			
579	各種区分			
580	処理結果			
581	後期移管コード			
582	各種年月日			
583	金額			
584	賦課年度			
585	特別徴収区分			
586	媒体コード			
587	回付先区分			
588	捕捉年月			
589	進捗区分			
590	年金証書記号番号			
591	賦課番号			
592	発送年月日			
593	申請期限			
594	申請フラグ			
595	照会業務			
596	照会先市区町村コード			
597	受付年月日			

## (5) 滞納管理ファイル 17/17

宛名情報		61	災害避難場所コード	123	関連人住民コード
No.	項目名	62	転入前市町村コード	124	関連人郵便番号
1	利用団体コード	63	転入前住所郵便番号	125	関連人住所
2	住民コード	64	転入前住所	126	関連人方書
3	基本情報異動SEQ	65	転入前方書	127	関連人カナ氏名
4	停止フラグ	66	通称現住所コード	128	関連人氏名
5	住民票コード	67	通称本番	129	関連人所属
6	異動業務区分	68	通称枝番	130	関連人肩書
7	異動事由コード	69	通称小枝番	131	Eメールアドレス
8	異動日	70	通称小小枝番	132	通称区分
9	届出日	71	通称住所	133	氏名連動区分
10	一全区分	72	通称方書	134	国籍等
11	住民区分	73	管理コード	135	外国人住民となった異動日
12	産業分類コード	74	新住民コード	136	外国人住民となった届出日
13	増事由コード	75	転出先コード	137	30条45規定区分
14	住民増異動日	76	合併前市町村コード	138	在留期間等
15	住民増届出日	77	住民票異動SEQ	139	在留期間の満了の日
16	減事由コード	78	個人番号	140	在留カード等の番号
17	住民減異動日	79	管轄コード	141	更新処理時刻
18	住民減届出日	80	連番	142	代表住民コード
19	住民となった異動日	81	電話区分	143	同一人物住民コード
20	住民となった届出日	82	市外局番	144	名寄区分
21	鼎化日	83	局番	145	事由
22	カナ氏名	84	番号	146	職員番号
23	氏名	85	内線	147	処理日
24	生年月日元号	86	有効期間から	148	処理時間
25	生年月日	87	有効期間まで	149	メモ
26	死亡日元号	88	納付方法コード	150	有効期限
27	死亡日	89	金融機関コード	151	発送番号
28	性別	90	支店名コード	152	発送日
29	続柄	91	預金種別コード	153	帳票区分
30	混合続柄	92	口座番号	154	送付形態区分
31	保護者コード	93	名義人(カナ)	155	送付先区分
32	保護者続柄	94	名義人住民コード	156	宛先住民コード
33	カナ屋号	95	更新職員番号	157	宛先履歴番号
34	屋号	96	更新処理日	158	送付先科目コード
35	世帯コード	97	科目コード	159	送付先納付番号
36	代表者カナ	98	送付先住民コード	160	送付先帳票区分
37	代表者氏名	99	送付先郵便番号	161	送付先履歴SEQ
38	混合世帯カナ	100	送付先住所	162	返送日
39	混合世帯主名	101	送付先方書	163	返送事由コード
40	世帯内ソートキー	102	送付先カナ氏名	164	返送備考
41	混合世帯内ソートキー	103	送付先氏名	165	結果(処分)区分
42	住定日	104	管理人区分	166	処分日
43	住定届出日	105	管理人住民コード	167	再発送日
44	郵便番号	106	脱退事由コード	168	再発送番号
45	住所区分	107	納付組合コード	169	調査日
46	市町村コード	108	送達区分	170	調査枝番
47	大字コード	109	宛先	171	調査コード
48	本番	110	開始日	172	調査内容
49	枝番	111	閉鎖日	173	調査員
50	小枝番	112	閉鎖事由コード	174	調査所管
51	小小枝番	113	送信拒否開始時間	175	他市照会
52	マンションコード	114	送信拒否終了時間		
53	棟コード	115	外国人登録番号		
54	部屋コード	116	公称カナ		
55	住所	117	公称名		
56	方書	118	併記名		
57	小学校区コード	119	国籍		
58	中学校区コード	120	在留資格		
59	投票区コード	121	在留期間		
60	自治会コード	122	関連人区分		



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出・申請の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類の確認を厳密に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。（本人確認は、二重チェック体制により審査する。）</li> <li>・対象者以外の情報を誤って記載することがない申請様式とする。</li> <li>・統合宛名システムの登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認を行う。</li> <li>・調査、照会等により情報を入手する際は照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。</li> </ul> <p>②必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要項目のみ記載できる申請様式とする。</li> <li>・システム入力項目は、必要項目のみに絞り、不要な情報の取得防止を図る。</li> <li>・届出・申請書等をシステムへ入力後、再確認のため、当該書類とシステム入力内容を照合する。</li> <li>・ユーザIDとパスワードにより、業務上必要な職員にのみシステムの操作権限を付与している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①当該システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報ファイルにおいて、必要のない情報については保有しない。</li> <li>・当該情報ファイルにおける各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行う。</li> </ul> <p>②統合宛名システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名システムは、定められた業務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、個人番号、氏名、生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能となる。</li> <li>・統合宛名システムでは、権限を持つ者のみにアクセスを制限している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施するため、権限のない第三者は利用できない。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作記録を保管し、必要に応じて特定個人情報の操作履歴を解析する。</li> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動の際は、権限変更を行う。この際、権限を持つ全職員に対しパスワード変更を義務付けている。</li> <li>・執務から離れる際は、机上に情報を放置しない。退庁時は、鍵が掛かるキャビネットに保管する。</li> <li>・電子情報は担当者が取り扱う端末へ保存せずシステムサーバで保存する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の秘密保持に関する事項</li> <li>・再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・特定個人情報の目的以外の使用及び第三者への提供禁止に関する事項</li> <li>・特定個人情報の複写及び複製の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>・特定個人情報の管理状況についての立入調査に関する事項</li> <li>・賦課資料の受領、搬送、保管及び返却に関する事項</li> <li>・前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない    4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、移転提供する機能をシステム上設けない。また、庁内連携により特定個人情報を入手する場合はログを保存する。</li> <li>・文書照会等を受けた場合は、複数職員での確認を行い提供している。また、提供の際に全の記録を残している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な者だけしか照会できないようにシステム上でアクセス制御を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>①不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報移転元・移転先からのデータ授受の動作記録を残すことで、不適切な移転を抑止する。</li> <li>・媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> </ul> <p>②誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った情報の移転は発生しない。</li> <li>・文書照会等を受けた場合は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供することはない。</li> </ul> <p>③誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った相手への移転は発生しない。</li> <li>・文書照会等を受けた場合は、複数職員での確認を義務付けており、誤った相手に提供することはない。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり</p> <p>2) 発生なし</p>	
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイアウォールの設置、ウイルス対策ソフトの導入、提供される修正パッチの適用等十分に行っている。</li> <li>・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠するとともに、サーバー室への入室管理も徹底している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
<b>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</b>			
<p>&lt;特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税対象者の情報は、各種申告データに基づき、住民に対し税額通知を行い、住民側でも確認しているので、古い情報のまま保存され続けることはない。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を過ぎたデータについては個別ファイルごとに、適宜システムから削除を行う。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断処理を行う。</li> <li>・情報の廃棄は、紙の場合、収集車への確実な積み込みと廃棄処理の確認を確実に行う。廃棄時期を迎えた電子情報は、システム管理者により適切かつ確実に廃棄処理を行う。</li> </ul>			
<b>8. 監査</b>			
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査		
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務担当部署は、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。</li> <li>・情報セキュリティ担当部署がシステム面から研修を実施している。</li> <li>・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを現地確認し、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。</li> </ul>		
<b>10. その他のリスク対策</b>			



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出・申請の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類の確認を厳密に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。（本人確認は、二重チェック体制により審査する。）</li> <li>・対象者以外の情報を誤って記載することがない申請様式とする。</li> <li>・統合宛名システムの登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認を行う。</li> <li>・調査、照会等により情報を入手する際は照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。</li> </ul> <p>②必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要項目のみ記載できる申請様式とする。</li> <li>・システム入力項目は、必要項目のみに絞り、不要な情報の取得防止を図る。</li> <li>・届出・申請書等をシステムへ入力後、再確認のため、当該書類とシステム入力内容を照合する。</li> <li>・ユーザIDとパスワードにより、業務上必要な職員にのみシステムの操作権限を付与している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①当該システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報ファイルにおいて、必要のない情報については保有しない。</li> <li>・当該情報ファイルにおける各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行う。</li> </ul> <p>②統合宛名システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名システムは、定められた業務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、個人番号、氏名、生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能となる。</li> <li>・統合宛名システムでは、権限を持つ者のみにアクセスを制限している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施するため、権限のない第三者は利用できない。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作記録を保管し、必要に応じて特定個人情報の操作履歴を解析する。</li> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動の際は、権限変更を行う。この際、権限を持つ全職員に対しパスワード変更を義務付けている。</li> <li>・執務から離れる際は、机上に情報を放置しない。退庁時は、鍵が掛かるキャビネットに保管する。</li> <li>・電子情報は担当者が取り扱う端末へ保存せずシステムサーバで保存する。</li> </ul>	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	<p>・ファイアウォールの設置、ウイルス対策ソフトの導入、提供される修正パッチの適用等十分に行っている。</p> <p>・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠するとともに、サーバー室への入室管理も徹底している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

**特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク>  
 ・課税対象者の情報は、各種申告データに基づき、住民に対し税額通知を行い、住民側でも確認しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>  
 ・保管期間を過ぎたデータについては個別ファイルごとに、適宜システムから削除を行う。  
 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断処理を行う。  
 ・情報の廃棄は、紙の場合、収集車への確実な積み込みと廃棄処理の確認を確実に実行。廃棄時期を迎えた電子情報は、システム管理者により適切かつ確実に廃棄処理を行う。

**8. 監査**

実施の有無                       自己点検                       内部監査                       外部監査

**9. 従業者に対する教育・啓発**

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務担当部署は、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。</li> <li>・情報セキュリティ担当部署がシステム面から研修を実施している。</li> <li>・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを現地確認し、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。</li> </ul>

**10. その他のリスク対策**

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出・申請の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類の確認を厳密に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。（本人確認は、二重チェック体制により審査する。）</li> <li>・対象者以外の情報を誤って記載することがない申請様式とする。</li> <li>・統合宛名システムの登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認を行う。</li> <li>・調査、照会等により情報を入手する際は照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。</li> </ul> <p>②必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要項目のみ記載できる申請様式とする。</li> <li>・システム入力項目は、必要項目のみに絞り、不要な情報の取得防止を図る。</li> <li>・届出・申請書等をシステムへ入力後、再確認のため、当該書類とシステム入力内容を照合する。</li> <li>・ユーザIDとパスワードにより、業務上必要な職員にのみシステムの操作権限を付与している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている                      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①当該システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報ファイルにおいて、必要のない情報については保有しない。</li> <li>・当該情報ファイルにおける各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行う。</li> </ul> <p>②統合宛名システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名システムは、定められた業務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、個人番号、氏名、生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能となる。</li> <li>・統合宛名システムでは、権限を持つ者のみにアクセスを制限している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている                      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施するため、権限のない第三者は利用できない。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作記録を保管し、必要に応じて特定個人情報の操作履歴を解析する。</li> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている                      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動の際は、権限変更を行う。この際、権限を持つ全職員に対しパスワード変更を義務付けている。</li> <li>・執務から離れる際は、机上に情報を放置しない。退庁時は、鍵が掛かるキャビネットに保管する。</li> <li>・電子情報は担当者が取り扱う端末へ保存せずシステムサーバで保存する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の秘密保持に関する事項</li> <li>・再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・特定個人情報の目的以外の使用及び第三者への提供禁止に関する事項</li> <li>・特定個人情報の複写及び複製の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>・特定個人情報の管理状況についての立入調査に関する事項</li> <li>・賦課資料の受領、搬送、保管及び返却に関する事項</li> <li>・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、移転提供する機能をシステム上設けない。また、庁内連携により特定個人情報を入手する場合はログを保存する。</li> <li>・文書照会等を受けた場合は、複数職員での確認を行い提供している。また、提供の際に全の記録を残している。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>①不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報移転元・移転先からのデータ授受の動作記録を残すことで、不適切な移転を抑止する。</li> <li>・媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> </ul> <p>②誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った情報の移転は発生しない。</li> <li>・文書照会等を受けた場合は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供することはない。</li> </ul> <p>③誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った相手への移転は発生しない。</li> <li>・文書照会等を受けた場合は、複数職員での確認を義務付けており、誤った相手に提供することはない。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	<p>・ファイアウォールの設置、ウイルス対策ソフトの導入、提供される修正パッチの適用等十分に行っている。</p> <p>・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠するとともに、サーバー室への入室管理も徹底している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク>  
・課税対象者の情報は、各種申告データに基づき、住民に対し税額通知を行い、住民側でも確認しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>  
・保管期間を過ぎたデータについては個別ファイルごとに、適宜システムから削除を行う。  
・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断処理を行う。  
・情報の廃棄は、紙の場合、収集車への確実な積み込みと廃棄処理の確認を確実に行う。廃棄時期を迎えた電子情報は、システム管理者により適切かつ確実に廃棄処理を行う。

8. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・事務担当部署は、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。 ・情報セキュリティ担当部署がシステム面から研修を実施している。 ・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを現地確認し、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。

10. その他のリスク対策



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
収納情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出・申請の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類の確認を厳密に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。（本人確認は、二重チェック体制により審査する。）</li> <li>・対象者以外の情報を誤って記載することがない申請様式とする。</li> <li>・統合宛名システムの登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認を行う。</li> <li>・調査、照会等により情報を入手する際は照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。</li> </ul> <p>②必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要項目のみ記載できる申請様式とする。</li> <li>・システム入力項目は、必要項目のみに絞り、不要な情報の取得防止を図る。</li> <li>・届出・申請書等をシステムへ入力後、再確認のため、当該書類とシステム入力内容を照合する。</li> <li>・ユーザIDとパスワードにより、業務上必要な職員にのみシステムの操作権限を付与している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①当該システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報ファイルにおいて、必要のない情報については保有しない。</li> <li>・当該情報ファイルにおける各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行う。</li> </ul> <p>②統合宛名システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名システムは、定められた業務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、個人番号、氏名、生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能となる。</li> <li>・統合宛名システムでは、権限を持つ者のみにアクセスを制限している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施するため、権限のない第三者は利用できない。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作記録を保管し、必要に応じて特定個人情報の操作履歴を解析する。</li> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動の際は、権限変更を行う。この際、権限を持つ全職員に対しパスワード変更を義務付けている。</li> <li>・執務から離れる際は、机上に情報を放置しない。退庁時は、鍵が掛かるキャビネットに保管する。</li> <li>・電子情報は担当者が取り扱う端末へ保存せずシステムサーバで保存する。</li> </ul>	





<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務担当部署は、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。</li> <li>・情報セキュリティ担当部署がシステム面から研修を実施している。</li> <li>・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを現地確認し、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の秘密保持に関する事項</li> <li>・再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・特定個人情報の目的以外の使用及び第三者への提供禁止に関する事項</li> <li>・特定個人情報の複写及び複製の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>・特定個人情報の管理状況についての立入調査に関する事項</li> <li>・賦課資料の受領、搬送、保管及び返却に関する事項</li> <li>・前記各事項の定めに従った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない    4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書照会等を受けた場合は、複数職員での確認を行い提供している。また、提供の際に全ての記録を残している。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>①不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> </ul> <p>②誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書照会等を受けた場合は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供することはない。</li> </ul> <p>③誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書照会等を受けた場合は、複数職員での確認を義務付けており、誤った相手に提供することはない。</li> </ul>		



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務担当部署は、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。</li> <li>・情報セキュリティ担当部署がシステム面から研修を実施している。</li> <li>・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的を実施する。監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを現地確認し、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
②対応方法	受付票を残し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16の項(地方税)	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16の項(地方税) 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例		
平成27年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル 個人住民税情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目※	・業務関係情報 [○]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]その他 ( )	・業務関係情報 [○]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [○]その他 (外国人生活保護関連情報 )		
平成27年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル 個人住民税情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【業務関係情報】 ・国税関係情報は、対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録。 ・地方税関係情報は、算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録。 ・障害者福祉関係情報は、障がい者に対する市税の減額決定を行うために記録。 ・生活保護関係情報は、生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録。 ・介護・高齢者福祉関係情報及び医療保険関係情報は、適正な社会保険料控除を行うために記録。 ・年金関係情報は、対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録。	【業務関係情報】 ・国税関係情報は、対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録。 ・地方税関係情報は、算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録。 ・障害者福祉関係情報は、障がい者に対する市税の減額決定を行うために記録。 ・生活保護関係情報及び外国人生活保護関係情報は、生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録。 ・介護・高齢者福祉関係情報及び医療保険関係情報は、適正な社会保険料控除を行うために記録。 ・年金関係情報は、対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録。		

平成27年12月28日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル 軽自動車税情報ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 主な記録項目※</p>	<p>・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]その他（ )</p>	<p>・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [○]その他（外国人生活保護関連情報 )</p>		
平成27年12月28日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル 軽自動車税情報ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 その妥当性</p>	<p>【業務関係情報】 ・地方税関係情報は、算出した軽自動車税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録。 ・障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び災害関係情報は、軽自動車税額減免の判定を行うために記録(減免の理由としてのみ記録)。</p>	<p>【業務関係情報】 ・地方税関係情報は、算出した軽自動車税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録。 ・障害者福祉関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報及び災害関係情報は、軽自動車税額減免の判定を行うために記録(減免の理由としてのみ記録)。</p>		
平成27年12月28日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル 固定資産税情報ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 主な記録項目※</p>	<p>・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]その他（ )</p>	<p>・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [○]その他（外国人生活保護関連情報 )</p>		
平成27年12月28日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル 固定資産税情報ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 その妥当性</p>	<p>【業務関係情報】 ・固定資産税・都市計画税の評価額・税額の算出及び納税通知書・税関係証明書等の作成・印刷を行うために記録。 ・生活保護受給者に対する税額減免の判定を行うために記録(減免の理由としてのみ記録)。</p>	<p>【業務関係情報】 ・固定資産税・都市計画税の評価額・税額の算出及び納税通知書・税関係証明書等の作成・印刷を行うために記録。 ・生活保護受給者及び外国人生活保護受給者に対する税額減免の判定を行うために記録(減免の理由としてのみ記録)。</p>		

平成27年12月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル 滞納管理ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 主な記録項目※</p>	<p>・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [○]雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]その他（ )</p>	<p>・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [○]雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [○]その他（外国人生活保護関連情報 )</p>		
平成27年12月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル 滞納管理ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 その妥当性</p>	<p>【業務関係情報】</p> <p>・地方税関係情報は、滞納処分、徴収猶予等の事務を行うために記録。</p> <p>・生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給情報等により、生活状況を把握するために記録。</p> <p>・雇用・労働関係情報は、勤務先、収入状況を把握するために記録。</p> <p>・年金関係情報は、年金収入を把握するために記録。</p>	<p>【業務関係情報】</p> <p>・地方税関係情報は、滞納処分、徴収猶予等の事務を行うために記録。</p> <p>・生活保護・社会福祉関係情報及び外国人生活保護関係情報は、生活保護受給情報等により、生活状況を把握するために記録。</p> <p>・雇用・労働関係情報は、勤務先、収入状況を把握するために記録。</p> <p>・年金関係情報は、年金収入を把握するために記録。</p>		
平成28年12月28日	<p>III リスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容</p>	<p>本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請の窓口において届出・申請内容や本人確認書類の確認を厳密に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により、市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外は入手できないことを、システム上で担保する。</p> <p>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>	<p>本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請の窓口において届出・申請内容や本人確認書類の確認を厳密に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。(本人確認は、二重チェック体制により審査する。)</p> <p>総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により、市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外は入手できないことを、システム上で担保する。</p> <p>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p> <p>ユーザIDとパスワードにより、業務上必要な職員にのみシステムの操作権限を付与している。</p>		

<p>平成28年12月28日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口端末においてはプライバシーフィルターを貼り、外部から見えないようにするとともに、端末を一定時間使用しない場合、シャットダウンすることとする。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を必要とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口端末においてはプライバシーフィルターを貼り、外部から見えないようにするとともに、端末を一定時間使用しない場合、シャットダウンすることとする。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を必要とする。</li> <li>・人事異動の際は、権限変更を行う。この際、権限を持つ全職員に対しパスワード変更を義務付けている。</li> <li>・執務から離れる際は、机上に情報を放置しない。退庁時は、鍵が掛かるキャビネットに保管する。</li> <li>・電子情報は担当者が取り扱う端末へ保存せずシステムサーバで保存する。</li> </ul>		
--------------------	--	--	---	--	--

平成28年12月28日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 情報の廃棄は、紙の場合、収集車への確実な積み込みと廃棄処理の確認を確実に行う。廃棄時期を迎えた電子情報は、システム管理者により適切かつ確実に廃棄処理を行う。		
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 原口 啓二 資産税課長 花房 敏雄 納税課長 重富 稔	市民税課長 長友 孝一郎 資産税課長 船越 淳一郎 納税課長 長丸 省治	事後	事前の提出・公表ができないため
平成30年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 長友 孝一郎 資産税課長 船越 淳一郎 納税課長 長丸 省治	市民税課長 岡留 弘明 資産税課長 野村 久志 納税管理課長 宮島 安則	事後	事前の提出・公表ができないため
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 岡留 弘明 資産税課長 野村 久志 納税管理課長 宮島 安則	課長	事前	
令和4年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部市民税課、資産税課、納税課	総務部市民税課、資産税課、納税管理課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部市民税課	総務部市民税課	事後	事前の提出・公表ができないため

令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税情報ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部市民税課、市民生活部市民課、市民生活部沖水地区市民センター、市民生活部志和池地区市民センター、市民生活部庄内地区市民センター、市民生活部西岳地区市民センター、市民生活部夏尾市民センター、市民生活部中郷地区市民センター、山之口総合支所市民生活課、高城総合支所市民生活課、山田総合支所市民生活課、高崎総合支所市民生活課	総務部市民税課、地域振興部市民課、地域振興部沖水地区市民センター、地域振興部志和池地区市民センター、地域振興部庄内地区市民センター、地域振興部西岳地区市民センター、地域振興部夏尾市民センター、地域振興部中郷地区市民センター、山之口総合支所地域生活課、高城総合支所地域生活課、山田総合支所地域生活課、高崎総合支所地域生活課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税情報ファイル) 5.特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 移転先9	土木部建築課 市民生活部納税管理課	土木部住宅施設課 総務部納税管理課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税情報ファイル) 2.基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部市民税課	総務部市民税課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税情報ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部市民税課、市民生活部沖水地区市民センター、市民生活部志和池地区市民センター、市民生活部庄内地区市民センター、市民生活部西岳地区市民センター、市民生活部夏尾市民センター、市民生活部中郷地区市民センター、山之口総合支所市民生活課、高城総合支所市民生活課、山田総合支所市民生活課、高崎総合支所市民生活課	総務部市民税課、地域振興部沖水地区市民センター、地域振興部志和池地区市民センター、地域振興部庄内地区市民センター、地域振興部西岳地区市民センター、地域振興部夏尾市民センター、地域振興部中郷地区市民センター、山之口総合支所地域生活課、高城総合支所地域生活課、山田総合支所地域生活課、高崎総合支所地域生活課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税情報ファイル) 5.特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	市民生活部納税管理課	総務部納税管理課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税情報ファイル) 2.基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部資産税課	総務部資産税課	事後	事前の提出・公表ができないため



令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部市民税課、市民生活部市民課、市民生活部沖水地区市民センター、市民生活部志和池地区市民センター、市民生活部庄内地区市民センター、市民生活部西岳地区市民センター、市民生活部夏尾市民センター、市民生活部中郷地区市民センター、山之口総合支所市民生活課、高城総合支所市民生活課、山田総合支所市民生活課、高崎総合支所市民生活課	総務部市民税課、地域振興部市民課、地域振興部沖水地区市民センター、地域振興部志和池地区市民センター、地域振興部庄内地区市民センター、地域振興部西岳地区市民センター、地域振興部夏尾市民センター、地域振興部中郷地区市民センター、山之口総合支所地域生活課、高城総合支所地域生活課、山田総合支所地域生活課、高崎総合支所地域生活課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税情報ファイル) 5. 特定個人情報提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1	市民生活部納税管理課	総務部納税管理課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部納税管理課	総務部納税管理課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部市民税課、市民生活部市民課、市民生活部沖水地区市民センター、市民生活部志和池地区市民センター、市民生活部庄内地区市民センター、市民生活部西岳地区市民センター、市民生活部夏尾市民センター、市民生活部中郷地区市民センター、山之口総合支所市民生活課、高城総合支所市民生活課、山田総合支所市民生活課、高崎総合支所市民生活課、健康部保険年金課、健康部介護保険課	総務部市民税課、地域振興部市民課、地域振興部沖水地区市民センター、地域振興部志和池地区市民センター、地域振興部庄内地区市民センター、地域振興部西岳地区市民センター、地域振興部夏尾市民センター、地域振興部中郷地区市民センター、山之口総合支所地域生活課、高城総合支所地域生活課、山田総合支所地域生活課、高崎総合支所地域生活課、健康部保険年金課、健康部介護保険課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報情報ファイル) 5. 特定個人情報提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 移転先2	市民生活部市民税課 市民生活部資産税課	総務部市民税課 総務部資産税課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納管理ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部納税管理課	総務部納税管理課	事後	事前の提出・公表ができないため

令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(滞納管理ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部納税管理課、健康部保険年金課	総務部納税管理課、健康部保険年金課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無、提供先1、 ①法令上の根拠、②提供先における用途、③提供する情報、④提供する情報の対象となる本人の数、⑤提供する情報の対象となる本人の範囲、 ⑥提供方法、⑦時期・頻度		提供を行っている 1件、軽自動車納付確認システム(軽JNKS)、番号法第9条第1項別表第116項、車検用納税証明書がなくても、納付情報を基に車検を実施、軽自動車税の収納関係情報、10万人以上100万人未満、軽自動車税の納税義務者、情報提供ネットワークシステム、 収納情報ファイルの更新の都度	事後	事前の提出・公表ができないため
令和5年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容 4. 収納業務		⑧軽自動車の車検用納税証明発行 ⑨軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)への納付情報の提供	事後	事前の提出・公表ができないため
令和5年4月1日	IV 開示請求、問い合わせ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	都城市個人情報保護条例第20条に基づき必要事項を記載した請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき必要事項を記載した請求書を提出する。	事後	